

## 「労務安全関係提出書類」 “お知らせ”と”改訂履歴”

### ■お知らせ

- 当社専用書式のグリーンファイルおよびインデックスは、安全衛生協会の支援活動として無料で配布しております。  
必要な方は、本社企画部に請求ください。
- 当社ホームページの「協力業者のみなさまへ」のページより、労務安全関係提出書類の書式が無料でダウンロードできます。また、様々な情報を提供していますのでお知らせもご覧ください。

### 株式会社 大勝 ホームページアドレス

<http://www.daikatsu.com>

- E-Mailの利用促進のお願い  
企画部からのイベントやお知らせおよびコミュニケーションの手段としてe-mailの利用を促進したいと考えております。つきまして協力会社の皆様の安全担当者のe-mailアドレスを下記までご連絡ください。

株式会社 大勝 企画部 伊藤  
〒220-0023 横浜市西区平沼1-3-13 大勝ビル  
電話:045-326-2662 FAX:045-326-2665  
[ito@daikatsu.com](mailto:ito@daikatsu.com)

### ■改訂履歴

	改定日	改定概要
R03	2007年4月1日	労務安全関係提出書類0704R1
R04	2008年3月18日	労務安全関係提出書類0704R2 ・安全ミーティング日報改訂
R05	2009年9月9日	送出し教育追加※添付必須
R06	2013年2月1日	社会保険及び一人親方対策で下記書式変更 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)《一次、二次以降》R2、《一人親方》 再下請負通知(変更届)R2 作業員名簿R2
R07	2015年3月1日	外国人建設就労者現場入場届出書 資格関係法改正修正 指定電動工具管理台帳、安全带管理台帳追加 初めて当作業所に来られた皆さんへ、スポット業者用日報、職長の職務追加 上記等に関連する事項の修正
R08	2017年12月4日	ISO廃止に伴う書式の一部変更 ①送り出し教育実施報告書 ②新規入場者教育届 ③新規入場者教育届《スポット業者用》 ④当事業所へ初めて来られた方へ
R09	2018年7月6日	新規入場者教育届、スポット用:健康診断有所見者の作業制限欄の増設 外国人就労チェックリスト新設 外国人建設就労者現場入場届出書 一部訂正 外国人技能実習生申請書、外国人労働者就労届新設
R10	2019年1月28日	安全ミーティング日報に作業指揮者選任を追記 初めて当作業所に来られた皆さんへ、機械以上報告、災害報告、途中退場報告追加 送りだし教育届に作業指揮者氏名欄追加(ISO削除)
R11		台のこ、丸のこ、サンダー持込み台帳、安全带管理台帳削除
R12	2023年4月1日	外国人就労者資格の変更に伴い、施工体制台帳、外国人就労届等いの修正 新たな作業主任者、特別講習に伴う、資格一覧、新規入場者教育届等の修正 危険有害作業の保護措置省令改正に伴う、有機溶剤・特化物使用届、安全計画、送り出し教育届の修正 職長の職務R02改定 足場点検者の指名、記録の保存義務に伴う、事業主・職長パトロール書式の修正



## 株式会社 大勝 事業所 入力欄

D.事業所所長へ

グレーの□内は必須事項です。事業所で作成し、協力業者にデータを送付する。

協力業者の皆様へ

グレーの□内は必須項目です。事業所よりデータを受領しコピーしてください。

※データで受け取れない場合は、FAX等で受領し、入力してください。

1 工事名称:	(仮称)〇〇□□マンション新築工事
2 事業所名:	(仮称)〇〇□□マンション新築工事業業所
3 発注者:	三住不動産株式会社
4 所長名、監督員名:	横浜 三郎
5 台帳担当者:	平沼 史郎
6 全体工事	平成27年4月1日 ~ 令和7年3月31日
7 施工体制台帳作成通知日	令和5年3月15日
8 防火管理者	神奈川 五郎

### その他情報

1	現場住所	神奈川県横浜市港区沖合町1-1
2	現場事務所住所	神奈川県横浜市港区岸本3-5
3	現場事務所電話	045-123-4567
4	現場事務所FAX	045-123-4568
5	送り出し教育資料	当事業所へ入場される皆様へ
6	規制等	現場周辺ルールMAP参照
7		
8		
9		

# 一次協力業者 入力欄

1	会社名:	長山工務店株式会社					
2	代表者名:	山川 海平					
3	郵便番号:	222-0123					
4	住所:	神奈川県横浜市北区柴山4-5-8					
5	電話番号:	045-891-8912					
6	FAX番号:	045-891-8913					
7	担当工事工期	令和5年4月1日		~	令和6年11月30日		
8	工事内容: 1	型枠工事					
	2						
	3						
9	契約日:	令和5年3月15日					
10	施工に必要な許可業種	許可業種	国交・都府県	大臣・知事	特定・一般	許可番号	許可(更新)年月日
	許可業種1	大工工事業	神奈川県	知事	一般	1 56879	令和4年4月1日
	許可業種2						
11	現場代理人	堅田 建太					
12	主任技術者氏名	生道 高造					
13	主任技術者専任・非専任	非専任					
14	主任技術者資格内容	その他 10年以上の実務経験					
15	登録基幹技能者名	型枠 建太					
16	登録基幹技能者種類	型枠					
17	安全衛生責任者名	堅田 建太					
18	店社安全衛生管理者名	山川 谷平					
19	雇用管理責任者名	山川 海平					
20	専門技術者名	生道 高造					
21	専門技術者の資格内容	その他 10年以上の実務経験					
22	担当工事内容	型枠工事					
23	安全衛生推進者	山川 末平					
24	工事担当責任者	山川 谷平					
25	安全運転管理者	山川 谷平					
26	労務安全関係提出日	令和5年3月21日					

プルダウンメニューから選択

許可日(未来の更新)

## 目 次

目 次	1	
事業主・安全担当者パトロール時・点検確認簿	2	
提出書類確認表	3	
① 安全衛生管理に関する誓約書	4.1～4.4	
② 施工体制台帳作成建設工事の通知	5	
③ 施工体制台帳(請負通知書)	6	
④ 施工体制台帳(再下請負通知書)＜1,2次下請負＞	7.1	変更
施工体制台帳(再下請負通知書)＜3,4次下請負＞	7.2	変更
施工体制台帳(再下請負通知書)＜個人事業主＞	7.3	
外国人建設就労者建設現場入場届出書	7.4.1	追加
⑤ 下請負編成表	8	
⑥ 作業員名簿	9.1～9.5	
⑦ 高齢者、妊産婦・女子、年少者就労報告書	10	
⑧ 建設業の危険、有害作業に必要な資格等一覧表(1)	11	修正
建設業の危険、有害作業に必要な資格等一覧表(2)	12	修正
特別教育を必要とする業務(3)	13	修正
⑨ 有資格者、免許、技能講習修了証写し	14	
⑩ 通勤車両報告書	15.1	修正
運行(通勤)経路図	15.2	追加
⑪ 機械器具持込使用基準	16.1～16.4	修正
⑫ 持込機械等使用届(移動式クレーン、車両系建設機械)	17	
⑬ 持込機械等使用届(電動工具、電気溶接機)	18	
指定電動工具持込点検管理台帳①丸のこ盤(台鋸)	18.1	追加
指定電動工具持込点検管理台帳②携行丸のこ	18.2	追加
指定電動工具持込点検管理台帳③ディスクサンダー	18.3	追加
⑭ 危険物・有害物持込使用届	19	
⑮ 有機溶剤・特定化学物質等持込使用届	20	
⑯ 火気使用申請書	21	
個人別安全帯管理台帳《事業主実施用》	22	追加
⑰ 工事安全衛生計画書	23	
⑱ 作業手順書	24	
⑲ 緊急連絡網報告書	25	
⑳ 安全書式		
<b>送出し教育報告書</b>		修正
<b>「初めて当事業所へ来られたみなさんへ！！」</b>		修正
<b>新規入場者教育届</b>		修正
<b>新規入場者教育届(スポット業者用)</b>		修正
安全ミーティング日報		
安全衛生責任者の職務		追加
協力業者自主パトロール点検表(災害防止協議会開催時パトロール用)		
職長パトロール点検表		



## 提出書類確認表

(仮称)〇〇□□マンション新築工事業所

事業所所長 殿

自動入力です。

自動入力です。

住 所 神奈川県横浜市北区柴山4-5-8

会 社 長山工務店株式会社

代表者名 山川 海平

貴社発注の工事施工にあたり、下記の書類を提出いたします。

提出書類		元請確認欄	
		検 印	備 考
1	安全衛生管理に関する誓約書		
2	施工体制台帳作成建設工事の通知		
3	施工体制台帳(請負通知書)		
4	施工体制台帳(再下請負通知書)		
5	施工体制台帳(再下請負通知書)〈1,2次下請用〉		
6	施工体制台帳(再下請負通知書)〈2,3次下請用〉		
7	施工体制台帳(再下請負通知書)〈個人事業主用〉		
8	外国人建設就労者建設現場入場届出書		
9	下請負編成表		
10	作業員名簿		
11	高齢者、妊産婦・女子、年少者就労報告書		
12	有資格業務一覧表(1)~(3)		
13	有資格者、免許、技能講習修了証写し		
14	通勤車両報告書※通勤経路図必須		
15	機械器具持込使用基準		
16	持込機械等使用届(クレーン、車両系建設機械等)		
17	持込機械等使用届(電動工具、電気溶接機等)		
18	指定電動工具持込点検管理台帳①丸のこ盤(台鋸)		
19	指定電動工具持込点検管理台帳②携行丸のこ		
20	指定電動工具持込点検管理台帳③ディスクサンダー		
21	危険物、有害物持込使用届		
22	有機溶剤、特定化学物質持込使用届		
23	火気使用申請書		
24	個人別安全帯管理台帳《事業主実施用》		
25	工事安全衛生計画書		
26	作業手順書		
27	緊急連絡網報告書		
28	安全書式(※送り出し教育必須)		

D. チェック欄です。

## 安全衛生管理等に関する誓約書

内容を十分に理解し、押印の上、提出してください。

令和5年3月21日

株式会社 **大 勝** 殿

(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所 事業所

横浜 三郎 殿

自動入力です。

自動入力です。

住 所 神奈川県横浜市北区柴山4-5-8

会 社 名 長山工務店株式会社

代表者名 山川 海平

印を忘れずに。

貴社発注の貴事業所工事施工に当たり、労働者を使用するに際しては、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法、労働者災害補償保険法、建設労働者の雇用の改善に関する法律、労働者派遣事業法、職業安定法その他関係法令に定められている事業者としての全ての義務を自主的に遂行します。貴社の定めた規則ならびに貴社社員の指示に従い、特に下記事項を確認のうえ、これを忠実に順守します。万一これに違反して災害が発生した場合は、貴社の指示に従い、責任を持って対処することを誓約致します。

## 記

## 1. 労務安全関係書類の提出および法定書類の作成

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、建設業法に基づく「労務安全関係提出書類」を工事着手前に速やかに提出いたします。特に作業員名簿は、虚偽・不実が無いよう確実に記入したものを提出致します。また、作業員の移動、記載事項の変更があればその都度訂正致します。
- (2) 法令に定める事業所備え付け書類を作成し、保管・管理を行います。(雇用関係、賃金台帳、出勤簿、作業員宿舍関係、保険、共済関係、健康診断関係、年少者関係)

## 2. 雇用・就業関係の管理

- (1) 関係した請負従業員に対し、雇入通知書の交付また労働契約書を交付します。賃金は正しく計算し、確実に支払い、賃金不払いの事故を絶対に起こしません。万一、下請、再下請等、弊社の系列下で賃金不払いが発生した場合は、遅滞無く貴社に報告すると共に、立替払い、その他弊社の責任において解決致します。
- (2) 出入国管理法および難民認定法を十分理解・順守し、不法就労する外国人を雇用しません。また外国人で適法就労者を事業所で使用する場合は、日本語による通常の意味疎通に支障が無いか確認のうえ、就労許可を示す書類を必ず提出し、貴社の確認を受けた後、入場させます。
- (3) 妊産婦、女子、年少者などについては法令に定める就業規則を確実に守ると共に年少者については、年令証明書および就業承諾書(親権者)を備え付けます。
- (4) 車両の運転、クレーン、デリック、建設用リフト等の運転、電気工事、足場組立、型枠支保工組立、地山掘削、土止め支保工組立、玉掛作業、発破およびガス溶接の業務など法令で定められた業務で免許または資格を必要とする作業については、必ず免許、資格を保有する者に実施させます。これらの作業にあたっては免許証、資格証の写しを貴社安全担当者に提出して、その確認を受けた後でなければ就業させません。また、就業制限を受ける作業および特別教育が必要な作業には、講習修了者を従事させ未経験者を絶対就業させません。



### 3. 安全衛生管理

- (1) 発注者および貴社の定める安全衛生に関する管理規定、その他随時指示される事項を確実に守ります。
- (2) 貴社の安全管理者、衛生管理者、店社安全衛生管理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の指示命令には絶対に従います。
- (3) 労働安全衛生法第16条により安全衛生責任者1名を選任し、その氏名を届出、現場常駐と致します。
- (4) 労働安全衛生法第12条の2に定める安全衛生推進者の選任について、常時使用労働者数が法令に該当するときは、その氏名を届出致します。
- (5) 安全衛生責任者に対しては、安全に関する措置をし得る権限を与え、貴社の統括安全衛生責任者に協力させると共に、労働安全衛生法規則第19条に定める職務を順守させます。
- (6) 貴社が実施される安全衛生教育および行事には労働者を進んで参加させると共に、雇入時教育、特別教育、職長教育、安全衛生責任者教育、リスクアセスメント教育、送り出し時、作業内容変更時教育(新規入場時等)等の安全衛生教育・訓練の実施および事業主パトロールおよび職長パトロールを行います。
- (7) 貴社パトロール、安全衛生協力会パトロール、事業主パトロールおよび職長パトロールの点検結果を尊重し、指摘・指導・是正があった場合は直ちに是正を行い報告いたします。
- (8) 工事着手前に作業手順書、作業計画、安全衛生管理計画等を作成し、必ず貴事業所長の確認・指導を受けた後、関係作業員に周知し、それを順守し作業致します。
- (9) 貴事業所の災害防止協議会に、弊社安全担当者は必ず出席し、その決議、指導・注意事項等に関係作業員に周知のうえ、順守し作業します。
- (10) 貴事業所の工程会議、作業間連絡調整打合せおよび朝礼に必ず出席し、その決議、指導・注意事項に関係作業員にKYKにて周知・徹底し、順守します。

### 4. 健康管理

- (1) 貴事業所に入場させる作業員に対し、雇入れ時、定期および特殊の健康診断を実施すると共に常に作業員の健康状態を把握し適正な配置を行います。また私病・既往症(てんかん、高血圧、神経症等)を持つ者は入場前に通知し、作業に当たっては貴社の指示を仰ぐと共に高所作業、機械の運転等発症時に災害を起こさないよう適正な配置を致します。

### 5. 保険・補償

- (1) 労働者災害補償保険法の強制適用外の者(一人親方、中小事業主)に工事を発注する時には、労災法第28条および第29条に定める労災保険に特別加入させます。
- (2) 労働災害補償保険法による3日以内の休業補償費、および労働者保証保険法により請求し得ざる災害補償費は損害を弊社が負担致します。
- (3) 関係法令および貴社の指示に従わず、万一第三者行為災害が発生した場合は損害補償の責任を弊社で負担致します。
- (4) 工事の施工に当たって運行に供する全ての車両の工事車両届けを提出し、対人、対物、搭乗者等、補償に耐え得る任意保険に加入致します。

## 6. 再下請の管理

- (1) 再下請業者は原則2次業者(1次:弊社)までとし、やむなく発注しなければならない場合は、事業所長に通知し了解を得たのち使用する。また再下請業者を使用する場合は請負契約を書面をもって締結し、全ての請負関係を把握し、関係業者に関係法令の順守をはじめ弊社が貴社に誓約した内容を文書をもって確実に教育、順守させます。
- (2) 建設業法を十分に理解し順守いたします。特に再下請の発注においては同法令で定める以上の工事では建設業許可もった業者を使用します。
- (3) 労働者派遣法を十分に理解し順守いたします。特に人材派遣会社からの作業員を絶対に入場させません。

## 7. 法令順守

- (1) 工事施工に当たっては最大限、災害・事故防止に努め、弊社関係作業員が事業所内で業務上の災害を発生させたときは、大小に拘わらず即時報告致します。なお、労働災害で休業するときは、速やかに正確な労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出致します。併せて署受付印のある写しを事業所長に提出致します。二次以降の業者も同様に指導・実施致します。
- (2) 事業者として諸届を関係官庁に提出し、保管・管理します。
- (3) 道路交通法、道路法、道路運送者両法、貨物自動車運送事業法、ダンプ規制法等を順守し、違反(特に飲酒運転)しません。違反車両(過積載、排ガス規制、白トラ)は絶対に使用しません。

## 8. 保護具、安全設備の管理

- (1) 保護帽、安全帯、その他の保護具は弊社の責任において調達・整備し、作業員に配布すると共に法または貴社で定められている作業では、正しい使用方法を教育し作業員に確実に使用させます。
- (2) どんな小さな作業においても、高さが2m以上の場所で墜落の恐れのある作業では、足場を設け作業床を確保します。作業床が設けられない場合は、墜落・転落防止措置を行い安全帯を使用して作業します。
- (3) 安全設備を無断で取り外したり、機能を止めたりする行為は致しません。また、その保守・維持に協力し、異常を発見した場合は直ちに復旧すると共に貴社担当者に連絡します。

## 9. 持込資機材・機械・器具等の管理

- (1) 持込機械・器具等は事前に法令等で定められた構造規格を保持し安全性を確認し、持込機械使用届出を提出し、貴社担当者の確認を受ける。また自らの責任において作業開始前点検および定期的点検・整備を実施し点検表を提出致します。
- (2) 持込機械・器具・工具等は所有者または使用者自らの責任において盗難、紛失がないよう管理・保管致します。盗難、紛失があった場合にその損害を貴社に請求いたしません。
- (3) 当方の持込み、または貴社貸与の物であると拘わらず、使用中の機械器具、設備は常に十分点検整備し、始業前点検、定期点検を行い記録を保存致します。使用前に当該作業員に対しその安全な使用方法と点検方法を指導し、教育したうえで使用させます。
- (4) 作業に必要なない物品、特に危険物、有害物を事業所内に持ち込みません。
- (5) 資材(原材料、製品を含む)は、指定の日時、場所に納入し、取り付けが完了するまでは弊社の管理下として、紛失、盗難、損傷のあった場合は弊社が負担します。

10. 清掃・片付け、火気管理

- (1) 担当区域内の整理整頓に常に心掛け、後片付け・清掃は当方の責任において確実に行います。
- (2) 事業所および周辺区域内の火気使用については、あらかじめ火気使用届を提出し貴社の許可を受けたうえ、責任者を定めて十分な養生と消火の確認および後片付けを行います。

11. 貴社より宿舎を借用するときは、次のことを順守します。

- (1) 管理責任者を選任し、その氏名を報告します。
- (2) 管理については当方ですべて責任を負います。
- (3) 寄宿舍規則を掲示し、その順守を徹底させます。
- (4) 寄宿舍労働者ならびにその移動は、その都度報告します。
- (5) 貴社の許可なく、他人に貸したり貴社の工事に従事する以外の者を寄宿させません。
- (6) 貴社の許可なく、間仕切りその他の増改築を行いません。
- (7) 火元責任者を任命し、火災予防に十分注意します。
- (8) 宿舎内外の清掃、清潔につとめます。

12. 万一当方の責めにより、火災が発生したときは労働安全衛生法その他関係法規および民法の定める使用者としての一切の責任を負い、貴社に対していささかの迷惑もおかけしません。

13. この誓約書に記された法関係事項に関して今後、法律改正等がされた場合は、法律改正施工日より改正された内容にそって順守します。

14. 貴社が行う品質管理、環境管理活動を尊重し、積極的に協力致します。

15. 貴社の開示する個人情報については、当工事の施工中および施工後を問わず、個人情報保護法および関連法令に基づき厳重に管理し、いかなる第三者に対しても開示、漏洩しません。

16. 本誓約書に違反した者が退場の宣告を受けても不服を申しません。またその者に対し、弊社にて再教育を行い、事業所長の確認を受けないうちは再入場させません。

17. 本誓約書の内容に違反した場合、下請負契約を破棄されるなど、いかなる処置を受けても一切の異議申し立てをしません。

以 上

下請負業者の皆様へ

この通知書は、元請であるD. から下請負業者の皆様  
様に通知する文書です。本労務安全書類の作成に  
先立ち、発注を受けた事業所から受領してください。

【元請負業者】

会社名

株式会社 **大勝**

事業所名

(仮称)〇〇□□マンション新築工事業所

## 施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、1次、2次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む(建設業の許可を受けていない者も含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞無く、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

### ①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞無く、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況および再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者(株式会社 大勝)に報告されるようお願い致します。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知書をとりまとめ、下請負業者編成表と共に提出してください。

### ②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは『再下請負通知書』を提出すると共に、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記担当者に照会ください。

元 請 名	株式会社 <b>大勝</b>		
発 注 者 名	三住不動産株式会社		
工 事 名	(仮称)〇〇□□マンション新築工事		
監 督 員 名	横浜 三郎		
提 出 先 お よ び 担 当 者	平沼 史郎	権 限 お よ び 意 見 申 出 方 法	下請負契約書記載の通り 文書による

(注) 下請負契約の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となり、施行体制台帳の作成を要する工事は、全ての一次下請負人にたいして書面により通知するとともに、この書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。

1次下請負業者の皆様に関する届出書です。

# 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

(請負通知書)

直近上位者の  
の注文者名株式会社 **大勝**

【報告者】

〒 222-0123

現場代理人名

横浜 三郎

殿

住 所

神奈川県横浜市北区柴山4-5-8

(所長名)

TEL

045-891-8912

FAX

045-891-8913

元請名称

株式会社 **大勝**

会 社 名

長山工務店株式会社

代 表 者 名

山川 海平

《自社に関する事項》

黄色のハッチング部は全て自動入力です。

印を忘れずに押してください。

工事名称 および 工事内容	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事		
	型枠工事		
工 期	自 至	令和5年4月1日 令和6年11月30日	注文者との 契 約 日
			令和5年3月15日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号			許可(更新)年月日
	大工工事業 工事業	神奈川県 知事 一般	- 1 第	56879 号	令和4年4月1日
	工事業		- 第	号	

監督員名	横浜 三郎	安全衛生責任者名	堅田 建太
権 限 及 び 意見申出方法	工事請負契約書の通り 文書による	店社安全衛生管理者名	山川 谷平
現場代理人名	堅田 建太	雇用管理責任者名	山川 海平
権 限 及 び 意見申出方法	工事請負契約書の通り 文書による	※専門技術者名	生道 高造
※主任技術者	非専任	資格内容	その他 10年以上の実務経験
資格内容	その他 10年以上の実務経験	※登録基幹技能者名 ・種類	型枠 建太 型枠工事

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入		厚生年金保険 加入		雇用保険 加入	
	事業所 整理番号	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		長山工務店	12-1234	12-1234-12345	1234-123456-1		

1、2次下請負業者の皆様に関する届出書です。

### 再下請負通知(変更届)

直近上位者の注文者名 **株式会社 大勝**

【報告者下請負業者】  
〒 **222-0123**

現場代理人名 **平沼 史郎** 殿  
(所長名)

住所 **神奈川県横浜市北区柴山4-5-8**

TEL **045-891-8912**

FAX **045-891-8913**

元請名称 **株式会社 大勝**

会社名 **長山工務店株式会社**

代表者名 **山川 海平**

《自社に関する事項》黄色のハッチング部は全て自動入力です。

工事名称および工事内容	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所		
	型枠工事		
工期	自 令和5年4月1日 至 令和6年11月30日	注文者との契約日	令和5年3月15日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	大工工事業 工事業	神奈川県 知事 一般 1 第 56879 号	令和4年4月1日
	工事業	第 号	

監督員名	平沼 史郎	安全衛生責任者名	堅田 建太
権限及び意見申出方法	工事請負契約書の通り 文書による	安全衛生推進者名	山川 末平
現場代理人名	生道 高造	雇用管理責任者名	山川 海平
権限及び意見申出方法	工事請負契約書の通り 文書による	※専門技術者名	生道 高造
※主任技術者	非専任	資格内容	その他 10年以上の実務経験
資格内容	その他 10年以上の実務経験	担当工事内容	型枠工事

※登録基幹技能者名・種類 **型枠 建太 型枠**

健康保険等の加入状況	保険加入の状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入	加入	加入	
	事業所整理番号等	区分 営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	長山工務店(株)	11-2365	3456	234-2
	下請契約				

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	無
--------------------	---	-------------------	---	-------------------	---

(健康保険等記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。(3次は2次に、1次は元請にと、それぞれが上位者の業者に、順 **プルダウンメニューから選択**)
- 再下請負契約がある場合は<再下請負契約関係>欄(当用紙の右部分)を記入すると共に、次の契約書類(金額記載)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請負が場合は、<再下請負関係>欄をコピーして使用する。  
①契約書、注文書・請書等 ②下請負基本契約書
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式2-1の下請負業者編表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っている場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用を除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。

《再下請負関係》

二次下請負業者

会社名	(有)ミドリ工務店	代表者名	川島 浩司
住所	〒 333-9876 神奈川県横浜市東区葵1-3-5		
電話番号	(TEL 045-111-1111)		
工事名称およびおよび工事内容	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所		
	解体工事		
工期	自 令和5年5月1日 至 令和6年11月30日	注文者の契約日	令和5年4月10日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	土木工事業 工事業	神奈川県 知事 一般 1 第 23456 号	令和4年9月1日
	工事業	第 号	令和 年 月 日

現場代理人名	真島 貴志	安全衛生責任者名	真島 貴志
権限及び意見申出方法	工事契約書の通り 文書による	安全衛生推進者名	
※主任技術者	非専任 川島 浩之	雇用管理責任者名	川島 浩司
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
※登録基幹技能者名・種類	真島 貴志	担当工事内容	
	型枠		

健康保険等の加入状況	保険加入の状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入	加入	加入
	事業所整理番号等	営業所の名称 健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(有)ミドリ工務店 健保組合	2345	456-1
		22-1234		

外国人建設就労者の従事状況(有無)	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	無
-------------------	---	-------------------	---

なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

参照:H24.7.4付 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。  
(請負金額が建築一式の場合は5,000万円以上、その他の工事は2,500万円以上のときは専任でなければならない。)
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者として資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、作業員名簿に記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)  
①経験年数による場合  
1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験  
2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験  
3)その他 10年以上の実務経験  
②資格等による場合  
1)建設業法「技術検定」  
2)建築士法「建築士試験」  
3)技術士法「技術士試験」  
4)電気工事士法「電気工事士試験」  
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

外国人建設就労者・外国人技能実習生の従事の有無	
1.出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。	
2.同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定されたもの(以下「外国人建設就労者」という。))が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。	

2、3次下請負業者の皆様に関する届出書です。


### 再下請負通知(変更届)

二次以降再下請負

直近上位者の注文者名 **長山工務店(株)**

現場代理人名 **横浜 三郎** 殿  
(所長名)

元請名称 **株式会社 大勝**

【報告者下請負業者】  
〒 **333-9876**  
住所 **神奈川県横浜市東区葵1-3-5**  
TEL **045-111-1111**  
FAX **045-111-1112**  
会社名 **(有)ミドリ工務店**  
代表者名 **川島 浩司** 

#### 《自社に関する事項》

工事名称 および 工事内容	<b>(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事</b>		
	<b>型枠工事</b>		
工期	自 平成27年5月1日	注文者との 契約日	平成27年4月2日
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	<b>大工工事業 工事業</b>	<b>神奈川県 知事 一般 1 第 23456 号</b>	<b>平成24年9月1日</b>

監督員名	<b>横浜 三郎</b>
権限及び 意見申出方法	<b>工事請負契約書の通り 文書による</b>
現場代理人名	<b>真島 貴志</b>
権限及び 意見申出方法	<b>工事契約書の通り 文書による</b>
※主任技術者	<b>非専任 川島 浩之</b>
資格内容	

安全衛生責任者名	<b>真島 貴志</b>
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	<b>川島 浩之</b>
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※登録基幹技能者名・種類 **真島 貴志 型枠**

健康保険等の加入状況	保険加入の状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		加入	加入	加入		
	事業所整理番号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約 下請契約	<b>(有)ミドリ工務店</b>	<b>22-1234</b>	<b>2345</b>	<b>456-1</b>

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	<b>無</b>	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	<b>無</b>	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	<b>無</b>
-------------------------	----------	------------------------	----------	------------------------	----------

(健康保険等記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。(3次は2次に、1次は元請にと、それぞれが上位者の業者に、順次提出すること)
- 再下請負契約がある場合は「再下請負契約関係」欄(当用紙の右部分)を記入すると共に、次の契約書類(金額記載)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請負が場合は、「再下請負関係」欄をコピーして使用する。  
①契約書、注文書・請書等 ②下請負基本契約書
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式2-1の下請負業者編表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っている場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用を除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。

#### 《再下請負関係》

会社名	<b>(有)中田工務店</b>	代表者名	<b>中田 洋</b>
住所	〒 <b>777-1234 神奈川県横浜市中央区中田5-4-3</b>		
電話番号	<b>(TEL) 045-999-9999</b>		
工事名称 および 工事内容	<b>(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事 型枠工事</b>		
工期	自 平成27年5月1日	注文者の 契約日	平成27年4月5日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	<b>大工工事業 工事業</b>	<b>神奈川県 知事 一般 1 第 13579 号</b>	<b>平成25年8月5日</b>

現場代理人名	<b>中田 洋</b>	安全衛生責任者名	<b>中田 洋</b>
権限及び 意見申出方法	<b>工事契約書の通り 文書による</b>	安全衛生推進者名	
※主任技術者	<b>非専任 中田 洋</b>	雇用管理責任者名	<b>中田 洋</b>
資格内容	<b>高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験</b>	※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

健康保険等の加入状況	保険加入の状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理番号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		<b>(有)中田工務店</b>	<b>健康保険組合 32-1234</b>	<b>32-1234-12345</b>	<b>3234-123456-1</b>

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	<b>無</b>	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	<b>無</b>
------------------------	----------	------------------------	----------

なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

参照:H24.7.4付 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」  
※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。  
(請負金額が建築一式の場合は5,000万円以上、その他の工事は2,500万円以上のときは専任でなければならない。)
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者として資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、作業員名簿に記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)  
①経験年数による場合  
1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験  
2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験  
3)その他 10年以上の実務経験  
②資格等による場合  
1)建設業法「技術検定」  
2)建築士法「建築士試験」  
3)技術士法「技術士試験」  
4)電気工事士法「電気工事士試験」

外国人建設就労者・外国人技能実習生の従事の有無

- 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定され  
た者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無  
い場合は「無」を記入する。
- 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定されたものに合って、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建

# 再下請負通知(変更届)

一人親方の施工体制台帳(当社独自書式)です。

個人事業主再下請負

直近上位者の注文者名 **長山工務店(株)**

【報告者下請負業者】

現場代理人名 **横浜 三郎** 殿  
(所長名)

〒 **333-9876**  
住所 **神奈川県横浜市東区葵1-3-5**  
TEL **045-111-1111**  
FAX **045-111-1112**  
会社名 **(有)ミドリ工務店**  
代表者名 **川島 浩司**

元請名称 **株式会社 大勝**

《自社に関する事項》

工事名称 および 工事内容	<b>(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事</b>		
	<b>型枠工事</b>		
工期	自 <b>平成27年5月1日</b> 至 <b>平成27年9月30日</b>	注文者との契約日	<b>平成27年4月5日</b>

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	<b>大工工事業</b>	<b>工事業 神奈川県 知事 一般 1 第 23456 号</b>	<b>平成26年9月1日</b>
	<b>工事業</b>	<b>第 号</b>	

監督員名	<b>横浜 三郎</b>
権限及び 意見申出方法	<b>工事請負契約書の通り 文書による</b>
現場代理人名	<b>真島 貴志</b>
権限及び 意見申出方法	<b>工事請負契約書の通り 文書による</b>
※主任技術者	<b>非専任 川島 浩司</b>
資 格 内 容	<b>高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験</b>

安全衛生責任者名	<b>真島 貴志</b>
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	<b>川島 浩司</b>
※専門技術者名	
担当工事内容	

※登録基幹技能者 名・種類	<b>真島 貴志</b> <b>型枠</b>
------------------	---------------------------

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理番号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		<b>(有)ミドリ工務店</b>	<b>健康保険組合 22-1234</b>	<b>22-1234-12345</b>	<b>2234-123456-1</b>

- (記入要領)
- 1.報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。(3次は2次に、1次は元請にと、それぞれが上位者の業者に、順次提出すること。)
  - 2.再下請負契約がある場合は「再下請負契約関係」欄(当用紙の右部分)を記入すると共に、次の契約書類(金額記載)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請負が場合は、「再下請負関係」欄をコピーして使用する。  
①契約書、注文書・請書等 ②下請負基本契約書
  - 3.一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式2-1の下請負業者編表を作成の上、元請に届け出ること。
  - 4.この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
  - 5.健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っている場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用を除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理番号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式の左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。  
参照:H24.7.4付 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

《一人親方再下請負関係》

No.	監督員名	横浜 三郎	権限及び意見申出方法		工事契約書の通り、文書による		
	事業主名 建設業許可	契約日 工事内容	工 期		登録基幹 技能者種類	年金保険 健康保険	労災特 別加入
1	浅野 陽一	平成27年4月8日	自:	平成27年4月15日		国民年金	加入
	-	型枠工事	至:	平成27年9月30日		国民健康保険	
2	井田 一郎	平成27年4月8日	自:	平成27年4月15日		国民年金	加入
	-	型枠工事	至:	平成27年9月30日		国民健康保険	
3	内田 正二	平成27年4月8日	自:	平成27年4月15日		国民年金	加入
	-	型枠工事	至:	平成27年9月30日		国民健康保険	
4	遠藤 隆弘	平成27年4月8日	自:	平成27年4月15日		国民年金	加入
	神奈川県知事一般 1第12345号	型枠工事	至:	平成27年9月30日		国民健康保険	
5			自:				
			至:				
6			自:				
			至:				
7			自:				
			至:				
8			自:				
			至:				
9			自:				
			至:				
10			自:				
			至:				
11			自:				
			至:				
12			自:				
			至:				
13			自:				
			至:				

年金保険、健康保険それぞれの名称を記載してください。

プルダウンメニューから選択できます。

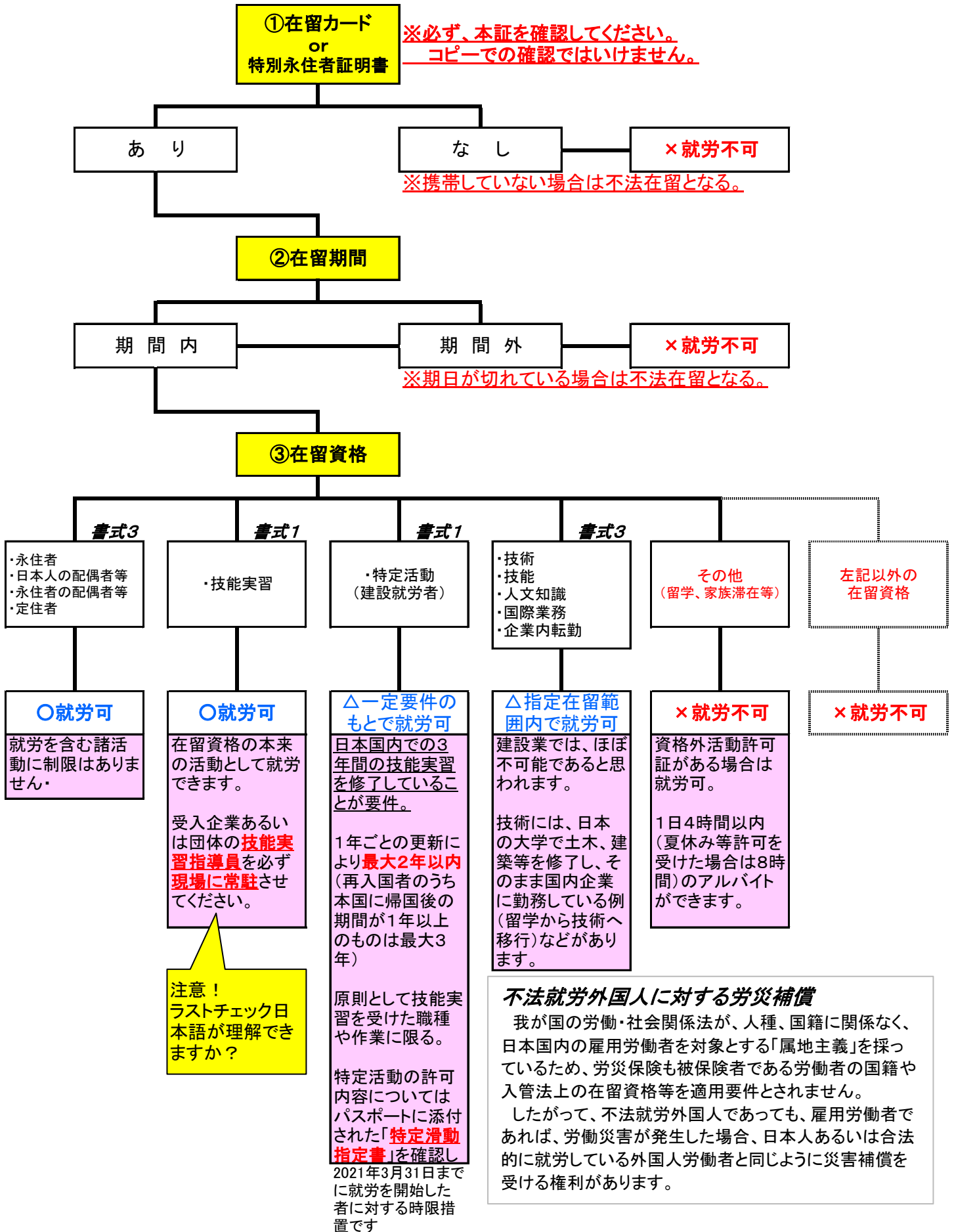
※住所、連絡先は作業員名簿に記載すること



# 外国人就労チェックリスト

作業員名簿+「**在留カード**」もしくは「**特別永住者証明書**」の提出

※**技能実習生**の場合は、「**外国人技能実習生 建設現場入場許可申請書**」を併せて提出



## 外国人建設就労者建設現場入場届出書(書式1)

事業所名称	株式会社 大勝	
	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所	
現場代理人名 (所長名)	平沼 史郎	殿
一次下請業者	長山工務店株式会社	

【受入企業・団体名称】

〒 777-1234

住所 神奈川県横浜市中央区中田5-4-3

TEL 045-999-9999

FAX 045-999-9998

会社名 (有)中田工務店

代表者名 中田 洋

受入建設企業が  
報告者です。

外国人就労者の建設現場への入場について下記のとおり届出します。

## 記

## 1. 建設工事に関する事項

建設工事の名称	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所
工事場所	神奈川県横浜市港区岸本3-5

## 2. 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とすること。

	外国人建設就労者1	外国人建設就労者1	外国人建設就労者3
氏名	ゲン・チ・シンカイ	ディ・グェット・アイル	ホアン・ギャン・タン
生年月日	2000年5月1日	1999年2月16日	2000年10月3日
性別	男	男	男
国籍	ベトナム社会主義共和国	ベトナム社会主義共和国	ベトナム社会主義共和国
従事させる業務	型枠工事	型枠工事	型枠工事
現場入場の期間	自 2023年4月1日	2023年4月1日	2023年5月10日
	至 2024年11月30日	2024年11月30日	2024年8月31日
在留資格 ※いずれかをチェック	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人労働者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人労働者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人労働者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能
在留期間満了日	2025年4月30日	2025年4月30日	2024年7月31日 在留期間不足
CCUS登録情報が最新であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input type="checkbox"/> 確認済 確認日:	<input type="checkbox"/> 確認済 確認日:	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 確認日:

現場入場期間中に在留期間が  
不足する場合表示されます。

## 3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項

就労場所	神奈川県横浜市港区岸本3-5 株式会社大勝 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事		
従事させる業務の内容	型枠工事		
従事させる期間(計画期間)	2023年3月1日～2025年2月28日		
責任者	役職: 代表取締役	氏名: 中田 洋	
管理指導員	役職: 課長	氏名: 小林 雄介	

## ○添付書類



提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること。

- 建設特定技能受入計画認定証又は適正管理計画認定証(複数ある場合は全て。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)※不鮮明不可
- 在留カード又は外国人登録証明書
- 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)

## 外国人労働者就労届(外国人技能実習生および外国人建設就労を除く)(書式3)

事業所名称	株式会社 <b>大勝</b>	
	(仮称)〇〇□□マンション新築工事	
現場代理人名 (所長名)	横浜 三郎	殿

## 【一次下請負業者】

〒 222-0123  
 住所 神奈川県横浜市北区柴山4-5-8  
 TEL 045-891-8912  
 FAX 045-891-8913  
 会社名 長山工務店株式会社   
 代表者名 山川 海平 

貴事業所における当社受注工事をするため、下記の外国人労働者(外国人技能実習生および外国人建設就労者を除く)を使用しますので報告します。

なお、工事の施工・労務安全管理については十分監理指導を行い、万全を期すとともに、万一、労災事故が発生した場合は責任をもって解決し、貴社に一切迷惑をかけません。

氏名	在留資格	使用期間	所属会社	下請区分
金 慶	永住者	自 2018年7月15日	(有)ミドリ工務店	二次下請負
		至 2018年11月30日		
朴 準尊	配偶者(定住)	自 2018年7月15日	(有)ミドリ工務店	二次下請負
		至 2018年11月30日		
除 叮嚀	定住者	自 2018年7月15日	(有)ミドリ工務店	二次下請負
		至 2018年11月30日		
		自		
		至		
		自		
		至		

※5名以上入場の場合は、この用紙を複写して使用すること

下請区分欄は、何次下請業者かを記載する 例)「二次」「三次」

## 《添付資料》

在留カードまたは特別永住者証明書の写し

※事業者は、コピーを提出する旨や目的を事前に説明し、本人の同意を必ず得ておくこと

下請負業者編成表 (一次下請負業者=作成下請負業者)

線は”罫線”で実線にしてください。

※一次請負業者は、二次以下の会社名等を記入し、契約の流れを実線で明確に示す。

黄色のハッチング部は全て自動入力です。

型 枠 工 事	会 社 名	長山工務店株式会社
	安全衛生責任者	山川 末平
	主任技術者	生道 高造
	専門技術者	生道 高造
	担当工事内容	型枠工事
工期	令和5年4月1日	～ 令和6年11月30日

(二次下請負業者)

解 体 工 事	会 社 名	(有)ミドリ工務店
	安全衛生責任者	川島 浩司
	主任技術者	真島 貴志
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成27年4月1日	～ 平成27年9月30日

(二次下請負業者)

型 枠 工 事	会 社 名	(株)畑山工業
	安全衛生責任者	畑山 繁
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成27年4月1日	～ 平成27年9月30日

(二次下請負業者)

	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

(三次下請負業者)

	会 社 名	(有)中田工務店
	安全衛生責任者	中田 洋
	主任技術者	中田 洋
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	平成27年4月5日	～ 平成27年9月30日

工種はプルダウンメニューから選択できます。

(三次下請負業者)

型 枠 工 事	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

(三次下請負業者)

	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

(四次下請負業者)

	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

(四次下請負業者)

	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

(四次下請負業者)

	会 社 名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日	～ 年 月 日

- (記入要領)
1. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「届出書」(様式2)に基づいて本表を作成の上、(株)大勝事業所に届出ること。
  2. この下請負業者編成表でまとめきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。
  3. この記載事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

# 作業員名簿

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所 (平成 27年 3月 1日) 作成  
 所長名 横浜 三郎 殿

元請確認欄  
 提出日 平成 27年 3月 25日

職長、主任技術、作業主任、妊産婦、女子、年少者を記号でプルダウンメニューから選択

黄色のハッチング部は全て自動入力です。

名簿の作成日

(一次)

会社名 長山工務店株式会社



(二次)

会社名

DS 03 010 01 R02 1302

番号	ふりがな 氏名	職種	※ 雇用年月日	生年月日	現住所	(Tel) 家族連絡先	(Tel) 最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険※1			教育・資格・免許			入場年月日
										年金保険※2	雇用保険※3	受給者	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	
1	かただ たてた 堅田 建太	型枠	平成24年4月1日	53 歳	神奈川県横浜市東区富田1-2	045-111-1112	平成28年6月15日	A		健康保険組合	1234	受給者	職長特別教育 能力向上教育 研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	型枠支保工 足場組立 玉掛1t以上	普通自動車	平成 年 月 日
2	せど こうぞう 生道 高造	型枠	平成24年4月1日	52 歳	神奈川県茅ヶ崎市希望ヶ丘2-1564 長山寮204	0467-222-3333	平成28年6月15日	A		健康保険組合	2345	受給者	職長特別教育 能力向上教育 研削砥石 クレーン5t未満	型枠支保工 玉掛1t以上	普通自動車	平成 年 月 日
3	やまが すえひら 山川 末平	型枠	平成17年4月1日	73 歳	神奈川県茅ヶ崎市希望ヶ丘2-1564 長山寮107	0467-222-3333	平成28年6月15日	A		健康保険組合	3456	受給者	職長特別教育 能力向上教育 研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	型枠支保工 玉掛1t以上	普通自動車	平成 年 月 日
4	あだち つとむ 足立 努	型枠	平成7年4月1日	64 歳	神奈川県	090-4546-7890	平成28年6月15日	B		健康保険組合	4567	受給者	職長特別教育 能力向上教育 研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	型枠支保工 玉掛1t以上	普通自動車	平成 年 月 日
5	いしだ あきら 石田 明	型枠	平成7年4月1日	73 歳	神奈川県鎌倉市長谷9-875	0467-888-8888	平成28年6月15日	AB		健康保険組合	5678	受給者	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	普通自動車	平成 年 月 日
6	ウの しんいち 宇野 真一	型枠	平成9年4月1日	80 歳	神奈川県横浜市東区日3-25	046-875-6000	平成28年6月15日	A		健康保険組合	6789	受給者	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	普通自動車	平成 年 月 日
7	えのもと かんいち 榎本 寛一	型枠	平成24年4月1日	33 歳	神奈川県茅ヶ崎市希望ヶ丘2-1564 長山寮207	0467-222-3333	平成28年6月15日	A		健康保険組合	7890	受給者	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	研削砥石 酸欠 クレーン5t未満	普通自動車	平成 年 月 日
8	おおた としゆき 太田 敏行	型枠	平成26年12月10日	24 歳	神奈川県茅ヶ崎市希望ヶ丘1-1786	0467-851-7456	平成28年6月15日	A		国民健康保険	8901	受給者	国民健康保険	国民健康保険	普通自動車	平成 年 月 日
9		未								日雇保険	8901	適用除外	日雇保険 適用除外			平成 年 月 日

- (注1. ※印欄には次の記号を入れる。  
 現・・・現場代理人 主・・・作業主任者(正副2名選任すること) 女・・・女子作業員 妊・・・妊婦・産婦  
 技・・・主任技術者 職・・・職長 安・・・安全衛生責任者 未・・・満15歳以上18歳未満の男子作業員  
 2. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。  
 3. 各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。  
 4. 資格・免許等の写しを添付すること。  
 5. 特殊健康診断の種類(じん肺・有機溶剤業務・高気圧業務)

- ※[健康保険等加入状況の記入要領]  
 1 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合、該当番号)を記載。  
 2 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。  
 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

- 【参考】(加入状況確認資料)  
 <<企業単位での加入状況確認資料>>  
 ・「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」(雇用保険)  
 ・「健康保険領収書」(健康保険)  
 ・「社会保険料証書」又は「社会保険料納入証明書」(厚生年金保険)  
 <<労働者単位での加入状況確認資料>>  
 ・賃金台帳(保険料の控除の状況)  
 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)  
 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)

# 高齢者、妊産婦・女子、年少者就労報告書

報告日 平成27年3月25日

会社名 長山工務店株式会社

代表者名 山川 海平



## I. 高齢者(満60才以上の者)

氏名	生年月日 年齢	所属会社	職種	健康状態
石田 明	昭和24年11月18日 73歳	長山工務店株式会社	型枠	良好

生年月日欄に入力すると、本日の満年齢が自動軽鎖案されます

## II. 女子・妊産婦(就業にあたって右記就業禁止事項を厳守します。)

※産婦とは産後1年を経過していない者をいう。

氏名	作業内容	所属会社	区分	備考

## III. 年少者(満15歳以上18歳未満の者は、就業にあたって右記就業禁止事項を厳守します。)

※就業禁止事項、作業制限は年少者本人および職長ならびに関係作業員全員に周知すること。

氏名	生年月日 年齢	所属会社	職種	親権者就労同意書有無確認
太田 敏行	平成10年10月30日 24歳	長山工務店株式会社	型枠	同意書添付

年少者は法で守られた存在です。特に作業制限が多いので、右の表を確実に理解し、作業制限を順守させてください。

※年少者の就労には、親権者の就労に対する同意書が必要です。必ず添付してください。

# 年少者、妊産婦・女子の就業禁止一覧表

DS\_03\_011\_01\_R01\_0704

根拠条文 女子則 9条  
年少則 7・8条

年少者	妊婦	産婦	女子
●	●	●	●
×	×	△	○
×	×	△	○
×	×	△	○
×	×	△	○
×	○	○	○
×	○	○	○
×	×	○	○
×	×	○	○
×	×	△	○
×	×	△	○
×	×	△	○
×	×	×	○
×	×	×	×

1. 次の表の上欄にあげる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄にあげる重量以上の重量物を取り扱う業務。

年齢	区分	重量	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	男	15kg	10kg
	女子・妊産婦	12kg	8kg
満16歳以上	男	30kg	20kg
満18歳未満	女子・妊産婦	25kg	15kg
満18歳以上	女子・妊産婦	30kg	20kg

2. つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくはデリックまたは制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務。

3. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理またはベルトの掛換え業務。

4. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業を除く。)

5. 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務。

6. 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。)に木材を送給する業務。

7. 火薬類の取扱い(爆発のおそれのあるもの)。

8. 危険物の取扱い(爆発、発火、引火のおそれのあるもので安衛法施工令別表1に定める物)。

9. 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務。

10. 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務。

11. 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)

12. 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務。

13. 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務。

14. 異常気圧下における業務。

15. さく岩機、鉋打ち機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務。

16. 杭内(ずい道等)での業務。

(注) ○:就業させてよいもの。 ●:就業制限があるもの。 △:申し出があった場合は就業禁止。 ×:就業が禁止されているもの。

丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤 かんな盤、ルーターは5台以上 自動送材車式 **建設業の危険、有害作業に必要な資格等一覧表(1)**

DS\_03\_011\_01\_R02\_1503

○、●印は就業制限業務に該当

資格を必要とする 作業(業務)別	資 格 種 別						その他
	免 許 証	技能講習修了証	特別教育修了	特定自主検査員研修修了証	事業者の選任、指名、配置等		
1. 高圧室内作業 (大気圧を越える気圧下の室内、シャフトの内部)	作業主任者 令6-1、則16、62、高10		圧縮機運転員、送気調節操作員 送排気調整操作員、再圧室操作員 高圧室内作業員				(連絡) 高21
2. ガス溶接、溶断、加熱作業	作業主任者 令6-2、則16、62、314	作業 者 則1~186、79~83					
6. 木材加工用機械作業 丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤 かんな盤、ルーターは5 台以上 自動送材車式帯のこ盤は3台以上		作業主任者 令6-6、則16~18、79~83、129、130					
8.2. コンクリート破砕器作業		作業主任者 令6-8の2、則16~18、79~83、321~2~4					
9. 地山の掘削作業		作業主任者 2m以上 令6-9、則16~18、 79~83、359、360			作業指揮者 則362-3 ガス導管防護	誘導者 則365 後進時、転落防止、交通整理	点検者:則358、浮石、キ裂等 測定者:則322 可燃性ガス(毎日)
10. 土止め支保工作 (切りばり、腹おこしの取り付け取外し)		作業主任者 令6-10、則16~18、79~83、374					
11. 採石のための掘削作業 (高さ2m以上一採石法第2条岩石採取)		作業主任者 令6-11、則16~18、79~83、403			点検者 則401 作業開始前		
12. はい作業 (高さが2m以上のはいのはい付け又は はいくずしの作業)		作業主任者 令6-12、則16~18、79~83、428、429					
14. 型わく支保工作 (組立、解体)		作業主任者 令6-14、則79~83、246			作業指揮者 則529 墜落防止(主任者選定作業を除く)	監視人 則536 物体投下(3m以上)	
15. 足場作業 (組立、解体、変更)		作業主任者 令6-15、則16~18、79~83、565 つり 足場、張出し足場、5m以上の足場	足場組立等特別教育 2015.7.1以降教育実施予定		作業指揮者 則529 墜落防止 (主任者選定作業を除く)	監視人 則536 物体投下(3m以上)	(点検) 則567、568、作業前、大雨 強風、大雪、地震後
15.2. 建築物等の鉄骨作業 (組立、解体、変更)		作業主任者 令6-15の2、則16~18、79~83、517-2 5m以上			作業指揮者 則529 墜落防止 (主任者選定作業を除く)	監視人 則536 物体投下(3m以上)	
15.3. 鋼橋架設作業 (架設、解体、変更) 高さ5m以上又は支間30m以上のもの		作業主任者 令6-15の3、則16~18、79~83 ※平成6年10月1日より選任義務付け					
15.5. コンクリート造の工作物の解体等作業 (高さ5m以上の解体、破壊)		作業主任者 令6-15の5、則16~18、79~83					
16. コンクリート橋架設作業 (架設、変更) 高さ5m以上又は支間30m以上のもの		作業主任者 令6-15の6、則16~18、78-11の6 ※平成6年10月1日より選任義務付け					
18. 特定化学物質等作業		作業主任者 令6-18、則16、78-15~83、特化則27、28					
20. 四アルキル鉛作業		作業主任者 令6-18、20、則16~18、79~83、 特化則19、19-2					
21. 酸素欠乏危険場所作業		第一種作業主任者 第二種作業主任者 令6-21、則16、78-18~83、酸11	作業 者 則36-26、酸12		監視人 酸13 作業の状態(常時)	測定者 則377 酸素過剰	(連絡) 酸10
22. 有機溶剤作業		作業主任者 令6-22、則16、79~83、 有機則19-2	作業 者		監督者 有機則26 タンク内作業		
23. 石綿作業		作業主任者 令6-18、20、23、則19、20、79~73 石綿則19、20					
24. 金属アーク溶接作業		作業主任者 令6-18、20、則16~18、79~83、 特化則19、19-2					
⑩. クレーン・移動式クレーン・デリック 運 転 業 務	●運 転 士 5t以上、令20-6、7、8 則41、62(ク)22、68、108、223 229、235	●運 転 者 床上操作式で5t以上、令20-6 移動式クレーン1t以上5t未満、 令20-7	運 転 者 5t未満 則36-15、16、17 (ク)21、67、107		作業指揮者 (ク)33、118 組立、解体	合 図 者 (ク)25、71、111 運転	(点検) (ク)36、37、78、121、122 作業前、暴風、地震後
⑪. 車両系建設機械運転業務 (解体用、整地・運搬・積み込み用 掘削用・基礎工事用)		●運 転 者 令20-12、則41、78-21~83 3t以上(機体重量)(解体技能講習)	運 転 者 則36-9 3t未満(解体特別教育) 自走出来るもの	特定自主検査 令15-2、則169の2	作業指揮者 則165 修理、アタッチメント交換	誘 導 者 則157、158 転倒、転落、接触、交通整理	
⑫. 車両系建設機械運転業務 (基礎工事用)		●運 転 者 令20-12、則41、78-21の2~83 3t以上	運 転 者 則36-9の2 自走しないもの 作業装置 操作員、則36-9の3	特定自主検査 令15-2、則169の2	作業指揮者 則165、190 修理、組立、解体、変更、移動	誘 導 者 則157、158 転倒、転落、接触、交通整理	合 図 者 則189
⑬. 車両系建設機械運転業務 (締固め用)			運 転 者 則36-10	特定自主検査 令15-2、則169の2	作業指揮者 則165 修理、アタッチメント交換	誘 導 者 則157、158 転倒、転落、接触、交通整理	
⑭. フォークリフト運転業務		●運 転 者 令20-11、則41、78-20~83 最大荷重1t以上	運 転 者 則36-5 最大荷重1t未満	特定自主検査 令15-2、則169の2	作業指揮者 則151-4、15、165 作業計画に基く、修理、アタッチメント交換	誘 導 者 則151、6.7 転落、接触	(点検) 則151-25

# 建設業の危険、有害作業に必要な資格等一覧表（2）

○、●印は就業制限業務に該当

資格を必要とする 作業（業務）別		資 格 種 別							
		免 許 証	技能講習修了証	特別教育修了	特定自主検査員研修修了証	事業者の選任、指名、配置等			そ の 他
21. ショベルローダー フォークローダー 運転業務			●運 転 者 令20-11の2、則41、78-20の2～83 最大荷重1 t 以上	運 転 者 則36-5の2 最大荷重1 t 未満	特定自主検査 令15-2、則169の2	作 業 指 揮 者 則151-4、15、165 作業計画に基づく、修理、アタッチメント交換	誘 導 者 則151-6,7 転落、接触		( 合 図 ) 則151-8
	22. 巻上げ機 建設用リフト運転業務			運 転 者 則36-11、18、(7) 183					
23. 玉掛け業務			●作 業 者 令20-13、則41、78-22～83 つり上げ荷重1 t 以上	作 業 者 則36-19、(7) 222 つり上げ荷重1 t 未満					( 点 検 ) (7) 220 開始前
24. ゴンドラ操作業務				操 作 員 則36-20、ゴ12		合 図 者 ゴ16			
25. 軌道装置運転業務				運転者 則36-13		誘 導 者 則224 後押運転	監 視 人 則205、550、554 接触、踏切、軌道近接		( 合 図 ) 則207、209、220
26. 火薬・発破業務	取扱保安責任者 火取法30、32 火則69					●作 業 指 揮 者 則319 320 導火線、電気発破	責 任 者 火則16、53 受渡、出納	●点 検 者 則358-2 発破後	
	●発破技士 令20-1 則41、62、318								
27. 潜水業務	潜 水 士 令20-9、則41、62、高12			送気調節操作員 則36-23		連 絡 員 高36			
28. 防火管理	危険物取扱者 消防法13					防 火 管 理 者 消防法8、消防令1、3	作 業 指 揮 者 則257 危険物取扱	火 元 責 任 者 消防令4 建築物、火気取扱所	
29. アーク溶接業務				作 業 者 則36-3					
30. 研削といし業務				作 業 者 則36-1					
31. 電気取扱業務	電気主任技術者 電事法72			電 気 取 扱 者 則36-4 特別高圧、高圧、低圧		作 業 指 揮 者 則350	監 視 人 則339、345、349 停電、特高圧近接、架空近接		
	電気工事士 電工法3								
32. ざい道作業			掘削の作業主任者 覆工の作業主任者 則383の2、383の4 令6の10 (2)、6の10 (13)	作 業 者 則36の30		点 検 者 則382、396 浮石、キ裂、含水、 湧水、支保工（毎日）	誘 導 者 則389 後進時、転落、交通整理		(測 定) 則589、592 炭酸ガス
33. チェーンソー取扱業務				作 業 者 則36の8					
34. 粉じん作業				作 業 者 則36の29、粉じん則22			測 定 者 粉則26		
35. 木造建築物組立作業			作 業 主 任 者 則517の7、令6の15 (4)						
36. コンクリート造工作物解体作業			作 業 主 任 者 則517の12、令6の15 (4)				合 図 者 則517の11		
37. コンクリートポンプ車				作 業 装 置 の 操 作 (則) 36-10の2	特 定 自 主 検 査 (則) 169の2	作 業 指 揮 者 (則) 171の3 輸送管の組立・解体			
38. 高所作業車			●運 転 の 業 務 令20-15 床面最高高さ10m以上	運 転 の 業 務 (則) 36-10の4 床面最高高さ10m未満	特 定 自 主 検 査 (則) 194の22	作 業 指 揮 者 (則) 194の6 作業時	合 図 者 (則) 194の8 作業床以外での操作		( 点 検 ) (則) 194の20・194の23 (月・作業前)
	39. ボーリングマシン			装置の操作 (則) 36-10の3		合 図 者 (則) 189 運転時	作 業 指 揮 者 (則) 190 組立・解体・移動		( 点 検 ) (則) 192 (組立時)
40. 不整地運搬車運転業務			●運 転 者 令20-14 最大積載量1 t 以上	運 転 者 (則) 36-5の3 最大積載量1 t 未満	特 定 自 主 検 査 令15-2	作 業 指 揮 者 則151-4	誘 導 者 (則) 151の7		( 合 図 ) (則) 151の8
41. 規模100人以上の事業						総括安全衛生管理者 令2、則2			
管	規模50人以上の事業					安 全 管 理 者 令3、則4 産業医 令5、則13			
		衛 生 管 理 者 令4、則7、62					安 全 衛 生 推 進 者 (則) 12の2-3		
理	規模10人以上50人未満					店社安全衛生管理者 20人以上50人未満 令18の6 20人以上30人未満			
	元方・下請の労働者の合計が30人以上および50人以上の現場	特定元方事業				統括安全衛生責任者 令7			
		下請事業				安 全 衛 生 責 任 者 則19			



## 特別教育を必要とする業務（3）

DS\_03\_011\_03\_R02\_1503

- 1 研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務。
- 2 アーク溶接の業務。
- 3 高圧、特別高圧、低圧の活線等電気取扱いの業務。
- 4 1トン未満のフォークリフトの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）。
- 5 1トン未満のショベルローダーまたはフォークローダーの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）。
- 6 3トン未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事中用機械、解体用機械で動力を用いて自走できるものの運転の業務。
- 7 基礎工事中用機械で動力を用い自走できないものの運転の業務。
- 8 基礎工事中用機械で動力を用い自走できるものの作業装置の操作の業務（運転者席での操作を除く）。
- 9 締固め用機械（ローラー）で動力を用い自走できるものの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）。
- 10 動力巻上機の運転の業務。
- 11 軌道装置の動力車、動力巻上げ機の運転の業務。
- 12 小型ボイラーの取扱いの業務。
- 13 つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務。
- 14 床上で運転し、運転手が荷の移動とともに移動するつり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務。
- 15 つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）。
- 16 つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務。
- 17 建設用リフトの運転業務。
- 18 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務。
- 19 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機の運転の業務。
- 20 高圧作業室への送気の調節の業務。
- 21 気閘室への送排気の調節の業務。
- 22 潜水作業者への送気の調節の業務。
- 23 再圧室の操作の業務。
- 24 高圧室内の業務。
- 25 酸素欠乏危険の業務。
- 26 特定粉じんの業務。
- 27 ずい道等の掘削またはこれに伴うズリ、資材等の運搬、履工のコンクリートの打設等の業務（ずい道等の内部で行うものに限る）。
- 28 最大積載荷重1トン未満の不整地運搬車の運転の業務。
- 29 コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務。
- 30 床面の最高高さが10m未満の高所作業車の作業の為の操作。
- 31 ボーリングマシンの運転の業務。
- 32 足場等組立作業等(地上等における補助作業は除く)
- 33 石綿取扱作業従事者
- 34 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型を用いる作業

# 通勤車両報告書

DS\_03\_012\_01\_R02\_1503

貴事業所において下表の車両を運行いたしますので報告いたします。

会社名

長山工務店株式会社

代表者名

山川 海平



(運行車両一覧表)

安全運転管理者名

山川 谷平

車種	カラーフィールダー	定員11名以上の車1台または自動車5台以上保有する場合、安全運転管理者を置き、運転状況の把握、安全運転管理計画の作成など安全運転のための措置が		
登録ナンバー	湘南 ま301 11-11			
車検有効年月	平成28年7月6日			
任意保険加入状況	対人(無制限)万円	対人( )万円	対人( )万円	対人( )万円
	対物(10,000)万円	対物( )万円	対物( )万円	対物( )万円
	搭乗者(無制限)万円	搭乗者( )万円	搭乗者( )万円	搭乗者( )万円
運転手氏名	山川 末平	任意保険は、対人、搭乗者は1億円以上できれば無制限を推奨します。		
免許証 No.	123412341234			
車両所有者	長山工務店株式会社			
運行経路	茅ヶ崎市希望ヶ丘長山寮～ 別紙経路図添付			
車種				
登録ナンバー				
車検有効年月				
任意保険加入状況	対人( )万円	対人( )万円	対人( )万円	対人( )万円
	対物( )万円	対物( )万円	対物( )万円	対物( )万円
	搭乗者( )万円	搭乗者( )万円	搭乗者( )万円	搭乗者( )万円
運転手氏名				
免許証 No.				
車両所有者				
運行経路				

この報告書の対象は下記の車両とする。

※任意保険は、対人、搭乗者ともに1億円以上を推奨する。

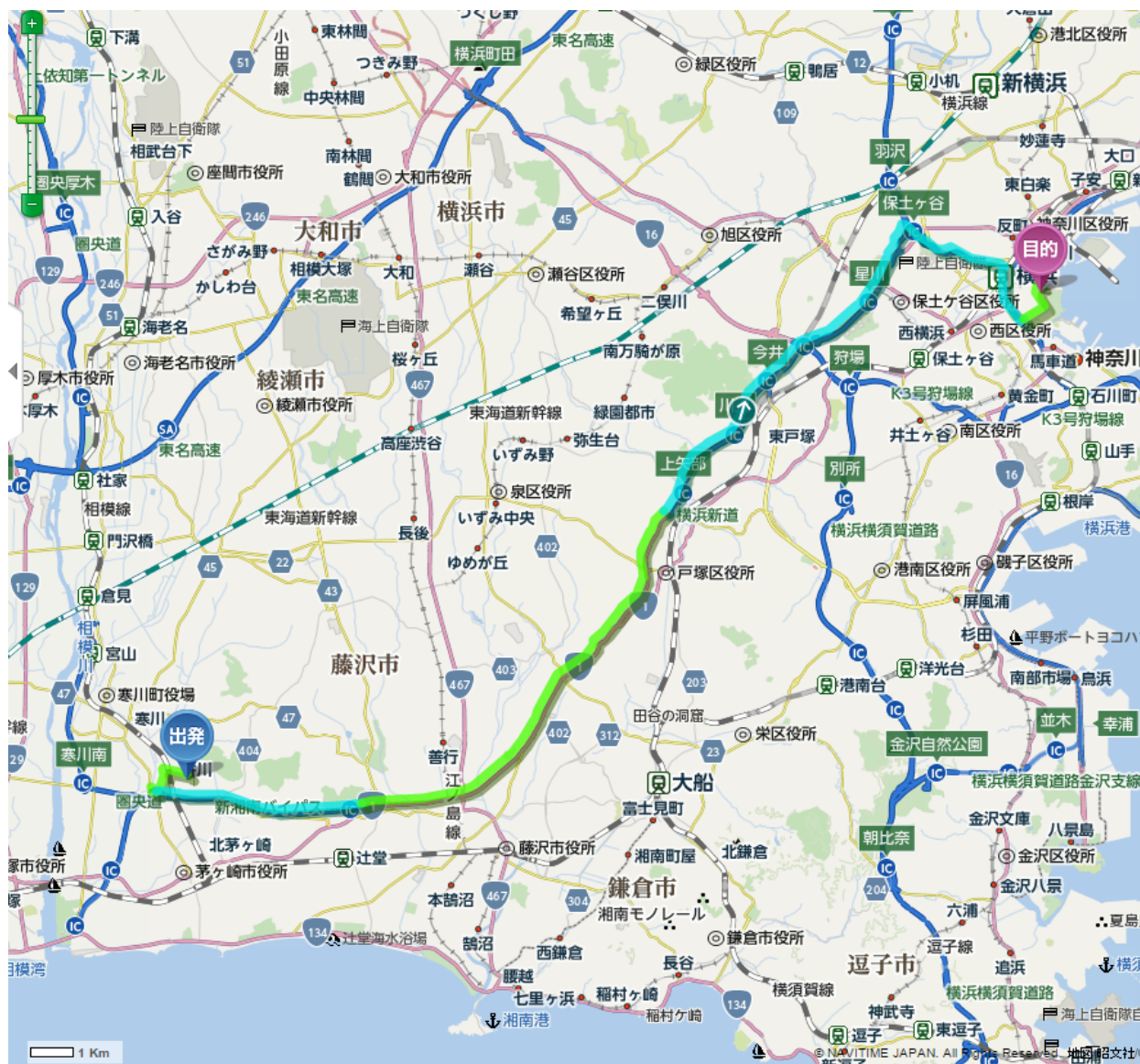
1. マイクロバス(作業員を当現場へ移送する場合)
2. 通勤用乗用車(社有車)
3. 運行(通勤)経路図を必ず添付すること。(通勤災害は労災対象ですが、経路図が無いと労災認定)

# 運行(通勤)経路図

車種	カローラフィールダー	登録ナンバー	湘南 ま301 11-11
運転手	山川 末平	免許証No.	123412341234
乗車人数	3	所有者	長山工務店株式会社
安全運転管理者	山川 谷平	安全運行計画書	有
出発地	神奈川県茅ヶ崎希望ヶ丘2-1564長山寮	目的地	神奈川県横浜市港区沖合町1-1
所要経由地	寮→茅ヶ崎中央IC(新湘南バイパス)→戸塚IC(横浜新道)→保土ヶ谷IC(2号三ツ沢線)→金港町(1号横羽)→みなとみらい→現		

運行経路を限定できるよう主要経路地等を記載してください。

## 運行(通勤)経路図



# 機械器具持込使用基準

DS\_03\_013\_01\_R02\_1503

## □ 重 機

- 1 作業開始前の点検を行い、点検表を提出すること。(安衛則170条)
- 2 定期自主検査(1ヶ月・1年)を行い、記録簿を提示すること。(安衛則167～9条)
- 3 取扱は、有資格者を定め、きめられた者が行うこと。(適正者)
- 4 作業指示にもとづき、計画をたて、作業内容を十分把握し、勝手な作業は行わないこと。(安衛則155条)
- 5 作業場所への関係者以外の立入を禁止し、防止する措置をとること。(安衛則158条)
- 6 危険個所(転落、接触等)では、誘導員、監視人を定め、一定の合図のもとに作業を行うこと。(安衛則153条)
- 7 整備、修理には単独作業をしないで、指揮する者を定め、その者の指揮により行うこと。(安衛則165条)
- 8 取扱者が運転位置から離れる場合は、バケット・ジッパ等は地上におろし、原動機を止め、走行ブレーキをかけるなど、逸走防止の措置をすること。(安衛則160条)
- 9 駐車または作業修了後は必ずキーを抜いて保管を確実にすること。
- 10 特定自主検査(年次)を行い、記録簿を提示し検査票章をはり付けること。(安衛則169条の2 対象=令 別表第7)
- 11 車輛系建設機械(3t以上)及びコンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、使用する機械の種類及び能力・運行経路・作業方法・設置方法について所長の承認を得ること。(安衛則638条の4)
- 12 解体用重機は、ヘッドガード、転倒時保護構造およびシートベルトを有すること。また、運転室があり、フロントガードが設けられ、安全ガラスが採用されていること。
- 13 解体用アタッチメントは特定自主検査を受け、アタッチメントの重量が表示されていること。またアタッチメントを装着する重機は、最大容量または最大積載重量を運転席から見やすい場所に表示すること。
- 14 解体用重機のロングブーム仕様は、①前方安定度が規定以上であること、②過荷重自動停止装置があること、③油圧安全弁が設けられていること。

## □ 移動式クレーン

- 1 作業開始前の点検を行い、点検表を提出すること。(ク則78条)
- 2 定期自主検査(1ヶ月・1年)を行い、記録簿を提示すること。(ク則76,79条)
- 3 取扱者は、有資格者から適正者を選ぶこと。
- 4 検査期限を確認し、期限のきれたものなど持込まないこと。
- 5 吊具、玉掛け用ワイヤロープは損傷のないもので、吊荷に適合したものを使用すること。
- 6 作業指示にもとづき、計画をたて、作業内容を十分把握し、勝手な作業は行わないこと。(安衛則155条)
- 7 作業場所への関係者以外の立入を禁止し、防止する措置をとること。
- 8 誘導員、監視、玉掛け作業には一定の合図を定め、きめられた合図にしたがい作業を行うこと。(ク則71条)
- 9 組立、解体、移動の作業には、作業指揮者をきめて、その指揮のもとに作業を行なうこと。
- 10 取扱者が運転位置から離れる場合(駐車)は逸走防止などの措置を行い、必ずキーを抜いて保管を確実にすること。
- 11 転倒防止のため、アウトリガーは確実に張出し、また軟弱地盤では敷鉄板等を使用すること。
- 12 フックには、脱索防止措置を取り付け、これを使用すること。
- 13 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)を用いて作業を行う場合は、玉掛け又は運転についての合図、作業の内容、作業指示系統、立入禁止区域について連絡・調整を行うこと。(安衛則638条の4)

## □ くい打(抜)機

- 1 作業開始前の点検を行い、点検表を提出すること。(安衛則 170条)
- 2 特定自主検査(年次)を行い記録簿を提示すること。(安衛則169条の2)
- 3 取扱者は、有資格者から適正者を選ぶこと。
- 4 機体、附属装置および附属品については、使用の目的に応じ必要な強度を有し、かつ著しい損傷・磨耗・変形または腐蝕のないものであること。(安衛則172条)
- 5 ワイヤロープは、継目・切断・磨耗・よじれ・形くずれ及び腐蝕したものを使用しないこと。(安衛則174条)
- 6 電動機器(アースオーガー・バイブロハンマー等)本体のアースは、キャブタイヤケーブルにアース線を添わせ、制御盤を経て接地すること。
- 7 油圧操作盤のキャブタイヤケーブルは、4芯とし、1本をアースとすること。
- 8 軟弱な地盤に据え付けるときは、敷板、敷角などを使用して転倒防止の措置をすること。(安衛則173条)
- 9 作業指示にもとづき、計画をたて、作業内容を十分把握し、勝手な作業は行わないこと。(安衛則155条)
- 10 作業場所への関係者以外の立入を禁止し、防止する措置をとること。
- 11 運転、玉掛け作業には、一定の合図を定め、きめられた合図にしたがい作業を行うこと。(安衛則189条)
- 12 組立・解体・移動の作業には、作業指揮者をきめて、その指揮のもとに作業を行うこと。(安衛則190条)
- 13 くい打機等を使用する場合は、作業の内容、作業指示の系統、立入禁止区域を含む作業計画を立て、関係請負人に周知すること。(安衛則662条の4)

## □ コンプレッサー

- 1 第二種ならびに小型圧力容器に該当するものについては、必ず耐圧証明書(写)を提出すること。
- 2 手元スイッチを必ず設けること。スイッチは防水または鉄函とし、裸スイッチは禁止する。
- 3 会社名、取扱責任者名を表示すること。
- 4 安全弁、圧力計は確実に作動するものであること。

## □ ボーリングマシン

- 1 回転部には危険防止の覆いを設けること。(安衛則101条)
- 2 モーター付の場合リード線は、単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとする。
- 3 各機器ごとに手元スイッチを設けること。スイッチは防水または鉄函を使用し、裸スイッチは禁止する。

## □ 小型ウインチ

- 1 回転部には、危険防止の覆いを設けること。(安衛則101条)
- 2 リード線は、単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとする。
- 3 必ず手元スイッチを設けること。スイッチは防水または鉄函のものとし、裸スイッチは禁止する。
- 4 運転者は、有資格者から適性者を選ぶこと。(安衛則36条11)
- 5 ウインチには最大吊上げ荷重と自重を表示すること。

## □ 簡易リフト

- 1 作業開始前の点検を必ず実施すること。(ク則210条)
- 2 定期自主検査(1ヶ月ごと)を行い、記録簿を提示すること。(ク則208条)
- 3 ガイドレール、搬器は変形・磨耗・折損・破損のないものとする。
- 4 ワイヤロープは、継目・切断・磨耗・よじれ・形くずれ及び腐蝕したものを使用しないこと。(安衛則174条)
- 5 巻過防止装置等安全装置を完備したものとする。
- 6 運転には一定の合図を定め、きめられた合図にしたがい作業を行うこと。(ク則206条)

## □ 鉄筋カッター・ベンダー

- 1 加工場に機器を据付けるときは、配線は埋設し、鉄筋・車両等の下敷により被覆が損傷することのないようにすること。(安衛則338条)
- 2 リード線は、4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 3 各機器ごとに手元スイッチを設けること。スイッチは防水とし、裸スイッチは禁止する。
- 4 回転部には危険防止の覆いを設けること。(安衛則101条)

## □ ポンプ類

- 1 可搬式・移動式のものは、移動する際には必ずスイッチを切ること。
- 2 リード線は、単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。

## □ ベルトコンベア

- 1 移動する際には、必ずスイッチを切ること。
- 2 リード線は4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 3 巻き込まれの危険のある場合は、非常停止装置を備えること。

## □ ミキサー類(かくはん機)

- 1 回転部には危険防止の覆いを設けること。(安衛則101条)
- 2 リード線は単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 3 手元スイッチは必ず設けること。スイッチは防水または鉄函とし、裸スイッチは禁止する。

## □ 溶接機(アーク・ガス)

- 1 作業開始前の点検を行い、点検表を提出すること。
- 2 ホルダはJIS規格に適合したものを使用すること。(安衛則331条)
- 3 アースクリップは正規のものを使用すること。
- 4 ビニール電線は絶対に使用しないこと。電流の容量に応じた太さのキャブタイヤケーブルを使用すること。
- 5 作業は有資格者(特別教育・技能講習修了者)により行うこと。
- 6 機器には会社名・取扱責任者名を表示すること。
- 7 アセチレンボンベは必ず立てて使用すること、逆火防止装置を取り付けること。ボンベ(酸素・アセチレン)には空充の表示をすること。
- 8 指定された場合は、消火器など消火設備を設けること。

- 9 確実に作動する電撃防止装置を取り付けること。(安衛則332条)
- 10 本体にアースを取り付けてから使用すること。

#### □ 電動工具全般

- 1 平行ビニール電線は絶対使用しないこと。
- 2 単相では3芯、三相では4芯のケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 3 コードリールのプラグ・コンセントは2極アース付のものとする。

#### □ のこ盤

- 1 回転部には危険防止の覆いを設けること。(安衛則101条)
- 2 反ぱつ・歯の接触など予防装置を設けたものとする。こと。(安衛則122、123条)
- 3 リード線は単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 4 スイッチを放すと自動的にブレーキがかかる構造とすること。

#### □ グラインダー及び高速切断機

- 1 定格電圧は電源電圧に適合しているか。
- 2 研削といしの回転方向は正しいか。
- 3 締付け部にゆるみはないか。
- 4 異常な音や振動はないか。
- 5 といしと覆いとの間隙は適正か。(15mm以内)
- 6 きずや欠損部分はないか。
- 7 リード線は単相では3芯、三相では4芯のキャブタイヤケーブルを使用し、一本(緑色)をアースとすること。
- 8 研削といし等の取替え時の試運転は、特別教育修了者が行うこと。(安衛則36条の1)
- 9 ディスクサンダー、ツベビーサンダーに丸鋸の取付の禁止。

#### □ 分電盤

- 1 株大勝の電気設備から電気を分岐する場合、事前取扱責任者と打合せを行い、その指示によって作業をすること。
- 2 持込分電盤にはアースを取り付けること。

持込機械等

〔移動式クレーン  
車両系建設機械 等〕

使用届

事業所の名称 (仮称)〇〇□□マンション新築工事事業所

一次会社名

長山工務店株式会社

所長名

横浜 三郎

持込会社名  
( 2 )次

(有)ミドリ工務店

代表者名

川島 浩司



電 話

045-111-1111

このたび、下記機械等を持込時の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。  
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を順守します。

使用会社名				代表者名			
(有)ミドリ工務店				川下 浩司			
機 械		名 称	メーカー	規 格・性 能	製 造 年	管理番号 (整理番号)	
		杭打ち機	石川島播磨重工株式会社	IHI ディーゼル式 ハイトルライバー RDH 1578953D	2012 年		
持込年月日		平成27年4月1日	使用場所	貴事業所現場内	自社・リースの区別		
搬出予定年月日		平成27年4月30日			自社		
運 転 者 (取扱者)		氏 名		資 格 の 種 類			
		(正)		西園寺 勝也		クレーン等運転業務	
		(副)		七瀬 肇		クレーン等運転業務	
有 自 効 主 期 検 限 査	定 年次	平成27年3月31日	移動式クレーン 等の性能検査 有効期限	平成28年5月15日	自動車 検査証 有効期限	平成28年5月15日	
	期 月次	平成27年3月31日					
	特 定	平成26年11月15日					
任 意 保 険	加 入 額	対人	100,000	千円	搭乗者	100,000	千円
		対物	100,000	千円	その他	100,000	千円
		有効期限 平成30年3月31日					
機械等の特性・その他 その使用上注意すべき事項		ワイヤーロープ点検 平成27年3月18日					
元 請 確 認 欄			受 理 番 号			受 理 証 確 認 者	
横浜 三郎		担 当 者	年 月 日			印	

プルダウンメニューから選択



## 持込機械等

〔電動工具  
電気溶接機〕

## 等 使用届

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所

一次会社名

長山工務店株式会社

所 長 名 横浜 三郎

持込会社名  
( 2 )次

(株)畑山工業

代表者名

畑山 繁



電 話

045-456-4567

このたび、下記機械等を持込時の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。  
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を順守します。

## 記

番号	機 械 名	規 格 能	管理番号 受理番号	持 込 年 月 日	点 検 者	取 扱 者
				搬出予定年月日		
1	アーク溶接機	AW-300		平成27年4月5日	山本 明	山本 明
				平成27年9月30日		
2	丸のこ	のこ刃径19cm		平成27年4月5日	内田 正二	内田 正二
				平成27年9月30日		
3				年 月 日		
				年 月 日		
4				年 月 日		
				年 月 日		
5				年 月 日		
				年 月 日		
6				年 月 日		
				年 月 日		
7				年 月 日		
				年 月 日		
8				年 月 日		
				年 月 日		
9				年 月 日		
				年 月 日		
10				年 月 日		
				年 月 日		
機械の特性、その他 その使用上注意すべき事項						
元 請 確 認 欄				受 理 証 確 認 者		
横浜 三郎				担 当 者	Ⓜ	Ⓜ

# 指定電動工具持込点検管理台帳

－①丸のご盤(台鋸)－

事業所名	(仮称)〇〇□□マンション新築工事事業所
協力業者名	長山工務店株式会社

工具持ち込み時、点検表に沿って点検を行う。点検の結果、不良・不具合がある場合は持ち込みの禁止、または改善し再度点検を行う。点検に合格したものは、許可番号を与え、持込み点検終了シール交付する。

No.	業者名 使用者	メーカー・型番等	点検日 点検者	持込 可否	許可番号または 不具合の処置
1	(有)ミドリ工務店 真島 貴志	日立C10FD3	平成27年3月25日 真島 貴志	可 否	
2				可 否	
3				可 否	
4				可 否	
5				可 否	
6				可 否	
7				可 否	
8				可 否	
9				可 否	
10				可 否	

※使用前点検は、点検表を使用して、使用者が実施すること

# 指定電動工具持込点検管理台帳

－②携行丸のこ－

事業所名	(仮称)〇〇□□マンション新築工事業所
協力業者名	長山工務店株式会社

工具持ち込み時、点検表に沿って点検を行う。点検の結果、不良・不具合がある場合は持ち込みの禁止、または改善し再度点検を行う。点検に合格したものは、許可番号を与え、持込み点検終了シール交付する。

No.	業者名	メーカー・型番等	点検日	持込 可否	許可番号または 不具合の処置
	使用者		点検者		
1	長山工務店(株)	マキタ5730SS9 (165mm)	平成27年3月25日	可	
	堅田 建太		堅田 建太	否	
2	長山工務店(株)	マキタ5637BA (165mm)	平成27年3月25日	可	
	生道 高造		堅田 建太	否	
3	長山工務店(株)	日立C6UBY(N) (165mm)	平成27年3月25日	可	
	山川 末平		堅田 建太	否	
4	長山工務店(株)	リョウビーW-500D (165mm)	平成27年3月25日	可	
	足立 努		堅田 建太	否	
5	長山工務店(株)	日立C7SS	平成27年3月25日	可	
	石田 明		堅田 建太	否	
6				可 否	
7				可 否	
8				可 否	
9				可 否	
10				可 否	

※使用前点検は、点検表を使用して、使用者が実施すること

# 指定電動工具持込点検管理台帳

－③ディスクサンダー－

事業所名	(仮称)〇〇□□マンション新築工事事業所
協力業者名	長山工務店株式会社

工具持ち込み時、点検表に沿って点検を行う。点検の結果、不良・不具合がある場合は持ち込みの禁止、または改善し再度点検を行う。点検に合格したものは、許可番号を与え、持込み点検終了シール交付する。

No.	業者名	メーカー・型番等	点検日	持込 可否	許可番号または 不具合の処置
	使用者		点検者		
1	(株)畑山工業	マキタGA4032	3月25日	可	
	畑山 繁		畑山 繁	否	
2				可 否	
3				可 否	
4				可 否	
5				可 否	
6				可 否	
7				可 否	
8				可 否	
9				可 否	
10				可 否	

※使用前点検は、点検表を使用して、使用者が実施すること

元請  
確認欄

## 危険物・有害物持込使用届

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所 一次会社名 長山工務店株式会社

所長名 横浜 三郎 使用会社名 (株)畑山工業  
(3次)現場代理人 畑山 繁  
(現場責任者)

このたび、下記の危険物・有害物を持込み使用しますのでお届けします。なお、使用に際しては、関係法規に定められた事項を順守するとともに盗難防止にも努めます。

使用材料	商品名	メーカー名	搬入量	種別	含有成分	
	軽油	日本石油	200ℓ	第二石油類		
工事名及び使用場所	(災害又は健康障害の発生しやすい場所は必ず記入する) 掘削工事 掘削重機用燃料 事業所敷地内					
保管場所	休憩所脇(貴社指定場所)		使用機械 又は工具	休憩所脇(貴社指定場所)		
使用期間	令和5年4月1日		～	令和5年4月30日 (予定)		
作業主任者	(屋内作業場、タンク等で許容消費量の有機溶剤を取り扱う作業又は特定化学物質を取り扱う作業は技能講習修了者) 畠山 繁					
危険物取扱責任者	(消防法で定められた量以上を貯蔵する場合は、危険物取り扱いの免許取得者) 危険物取扱主任者: 畑山 繁					
保護措置	作業方法の周知	機会	送り出し教育	対象者	・畑山 繁 ・北畠 直樹 ・	
	危険有害性等の掲示方法	作業場所: 立て看板		新規入場者教育会場: 掲示		
	立入禁止・喫煙飲食禁止措置の方法	作業場所: 立て看板		休憩所等: 掲示		
	保護具および保護具着用喚起方法	種類	保護メガネ、マスク		作業場所: 立て看板	
	換気設備等可動	機器	機械換気・第一種換気(強制給排気)			
	事故発生時の退避方法	連絡	電話連絡	退避場所	事業所外指定場所	
	その他保護措置	・喫煙所等火気使用場所および分電盤等電気使用場所から5m以上離隔する。				
備考	(防毒マスクなどの使用又はほかの職種に関係ある事項などを記入する) ・「危険物」、「火気厳禁」、「取扱責任者」表示を行い、区画を行う。消火器2本設置。					

(注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表から移し、記入してください。

2. 危険物とは、ガソリン、軽油、灯油、プロパン、アセチレンガスなどをいう。

3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などを言う。

元請  
確認欄

DS労務安全R1\_07.04

## 有機溶剤・特定化学物質等持込使用届

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所 一次会社名 長山工務店株式会社

所長名 横浜 三郎 使用会社名 (株)畑山工業 (2次)

現場代理人 畑山 繁 (現場責任者)



この度、下記の有機物質・特定化学物質等を持込み使用しますのでお届けします。使用に際してはSDS（化学物質等データシート）内容を掲示し、作業員に対して周知を行うと共に関係法規を順守する。

使用材料	商品名	メーカー名	搬入量	種別	含有成分
	〇〇カラー	〇〇ペイント	200ℓ	油性ペイント	トルエン
	〇〇シンナー	〇〇ペイント	80ℓ	シンナー	
使用場所	〇〇機械室壁面				
保管場所	屋外塗料置場(貴社指定場所)		使用機械 又は工具	刷毛、ローラー	
使用期間	～				
作業主任者等	氏名 作業手順書	畑山 正二(有機溶剤取扱作業主任者)			
	添付	(有・無)	有機溶剤使用作業手順書		
SDS	A D S	添付	(有・無)	油性ペイント、シンナー	
保護措置	作業方法の周知	機会	送り出し教育	対象者	・畑山 繁 ・北畠 直樹 ・
	危険有害性等の掲示方法	作業場所: 立て看板		新規入場者教育会場: 掲示	
	立入禁止・喫煙飲食禁止措置の方法	作業場所: 立て看板		休憩所等: 掲示	
	保護具および保護具着用喚起方法	種類	呼吸用マスク	作業場所: 立て看板	
	換気設備等可動	機器	別紙計画書の通り		
	事故発生時の退避方法	連絡	電話連絡	退避場所	朝礼会場
	その他保護措置	特定化学物質障害予防規則を順守した換気設備を設ける。詳細は別紙			

- (注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表から移し、記入してください。  
 2. 危険物とは、ガソリン、軽油、灯油、プロパン、アセチレンガスなどをいう。  
 3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などを言う。

## 火 気 使 用 申 請 書

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所事業所

所 長 名 横浜 三郎

会 社 名 (株)畑山工業

現場代理人  
(現場責任者) 畑山 正

下記の要領で火気使用いたしたくご許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨ご報告致します。

## 記

使用場所	基礎掘削部(山留め付近)		
使用目的	工事	溶接	使用日時 平日8時～16時30分
	日常	( その他 )	使用期間 4月1日 ~ 4月30日
火気の種類	電気	( )	
管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 防災シート <input checked="" type="checkbox"/> 消火器 <input checked="" type="checkbox"/> 防水用水		
	取扱上の注意	( 溶接機は雨の掛からない場所に設置し、使用前点検を行う )	
火元責任者 (後始末巡回者)	畑山 正		
火元使用責任者	畑山 正		

※ 使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んで下さい。

防火管理者		担当係員	
許可条件	火気使用許可		許可第
			(許可年月日)
			事業所長 横浜 三郎

個人別安全帯管理台帳 《事業主実施用》

一次企業名

長山工務店株式会社

企業名

No.	従業員氏名	職内容	安全帯の種類			命綱の本数		使用開始日	点検日	点検結果	部品の交換等		備考
			ハーネス型	胴巻型	その他	1本吊り	二丁掛け				交換日	部品名	
1	堅田 建太	型枠工事	○				○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			
2	生道 高造	型枠工事	○				○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			
3	山川 末平	型枠工事	○				○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			
4	足立 努	型枠工事		○		○		平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			補助作業のみ
5	石田 明	型枠工事		○			○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			
6	宇野 真一	型枠工事		○			○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	ベルト傷	平成27年3月25日	ベルト交換(全交換)	
7	榎本 寛一	型枠工事	○				○	平成26年4月1日	平成27年3月25日	良好支障なし			
8	太田 敏行	型枠工事	○			○		平成26年12月10日	平成27年3月25日	良好支障なし			補助作業のみ
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

ハーネス型・二丁掛安全帯を推奨しています。

安全帯の使用期限は2年を目安とし、劣化・損傷の程度により交換等を行ってください。



元請  
確認欄

事業所の名称 (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所 事業所

一次会社名

長山工務店株式会社

所長名

横浜 三郎

現場代理人

堅田 建太

(現場責任者)



### 工事安全衛生計画書

目標の値を具体的に、  
できる限り数値化しま

工事安全衛生方針	作業手順の周知と順守およびKYの徹底実施による災害撲滅
工事安全衛生目標	墜落・転倒、飛来・落下、崩壊・倒壊、重機・車両災害”0”、電動工具による災害、酸欠災害”0”

工種	工種別工事期間												日常の安全衛生活動
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
型枠工事(組立、支保工)	[Gantt chart bars]												基本入力の担当工期の開始日から13ヶ月が自動に表示されます。
型枠工事(解体、支保工)	[Gantt chart bars]												
火気使用(溶接)	[Gantt chart bars]												

オートシェイプの■を使っています。

資機材・保護具・資格の区分/その種類

主な使用機械設備	移動式クレーン	※元請貸与
主な使用機器・工具	電動丸のこ	電動ドリル ハンマー等工具類 アーク溶接機
主な使用資材	型枠	支保工類
使用保護具	保護帽	安全帯 親綱 その他保護具
資格名・配置予定者	型枠支保工組立等作業主任者	志藤 和宏 玉掛(1t以上) 中山 治夫
	アーク溶接作業	片山 正治

作業内容 (工種を踏まえた作業の種類)	どんな危険があるか <予想される災害> 危険・有害要因	こうすれば防げる <安全衛生対策> 特定した危険・有害要因の除去又は低減策	備考
1.準備	型枠加工時の電動工具による手足の切断 加工場所におけるつまづきによる転倒	点検による防護措置の確認 作業床整備、周辺の片付け	点検表
2.墨だし	壁鉄筋等突起物による切り傷	保護キャップの取り付け	
3.下拵え、小運搬	丸のこによる手指の切断 クレーン等で荷揚げ中の落下 運搬中の転倒、下敷き	正しい姿勢、正しい使い方と点検 玉掛け有資格者による作業 長尺物は二人で運ぶ	資格の確認
4.基礎、地中梁組立	移動中の墜落、転落 セパレーター溶接火花による火災	安全通路、昇降設備の確保と使用(不安全行動をしない) 消火の確認と消火設備の携行	火気使用届
5.柱、壁型枠組立	敷架取り付け中のコンクリート釘の飛散 型枠建込み中に脚立から転落 作業場におけるつまづきによる転倒 集積材の荷崩れによる下敷き	保護メガネの使用 脚立足元の確認、開き止め確認、最上段に乗らない 作業床整備、作業通路の確保 荷積み材の安定確認	
6.梁組立	根太の落下 サポートの転落 梁より転落	確実に釘止めする 梁底根太に転倒防止を取り付ける 親綱の設置、安全帯の使用	
7.スラブ型枠	サポートの滑動、転倒による支保工の崩壊 スラブ端部からの墜落	根がらみ、水平つなぎの設置・確認 開口手摺の先行設置	点検 安全マニュアル
8.型枠解体	ピット内における酸欠 スラブ材(解体)の下敷き バルコニー・スラブ転ばし単管等の落下	一人作業しない、保護具の着装、作業表示、機械換気 立入禁止措置、解体手順の順守 内側サポートから外す。特に危険な場合は手で単管をとる	作業手順

参考書籍:  
建設業労働防止協会  
「建設業における危険有害要因特  
定標準モデル」

注)①事業者としての主な実施内容を記載する。②この記載欄が不足する場合は別紙(又はこの記載欄に示す内容を織り込んだ作業手順書)を添付。③安全衛生関係法礼状の措置事項は印を付す。

職名		氏名	再下請け会社の関係者の職種・氏名・会社名等		
店社	安全衛生担当責任者	山川 谷平	職名	氏名	再下請会社名
	工事担当責任者	山川 谷平	安全衛生責任者(職長)	川島 浩司	2次 (有)ミドリ工務店
事業所	現場代理人	堅田 建太	安全衛生責任者(職長)	畑山 繁	2次 (株)畑山工業
	安全衛生責任者(職長)	堅田 建太			次
					次
					次

クリックすると”レ”印が付きます。

<input checked="" type="checkbox"/> 元請工事業者提出書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/> 下請負業者編成表	<input checked="" type="checkbox"/> 作業員名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 持込機械等(電気溶接機)使用届
<input checked="" type="checkbox"/> 建設業法・雇用改善法に基づく届出書	<input type="checkbox"/> 持込機械等(車両系建設機械)使用届	<input checked="" type="checkbox"/> 持込機械等(電動工具)使用届	<input type="checkbox"/> ( )使用届
<input type="checkbox"/> 持込機械等(移動式クレーン)使用届	<input type="checkbox"/> 危険物・有害物持込使用届	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用届	<input type="checkbox"/> ( )
<input checked="" type="checkbox"/> 送出し教育実施報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入場時教育実施報告書	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
<input checked="" type="checkbox"/> (型枠工事)作業計画書	<input type="checkbox"/> (ピット酸欠)作業計画書	<input type="checkbox"/> ( )作業計画書	<input type="checkbox"/> ( )作業計画書
<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生計画書	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 有害作業における安全措置義務

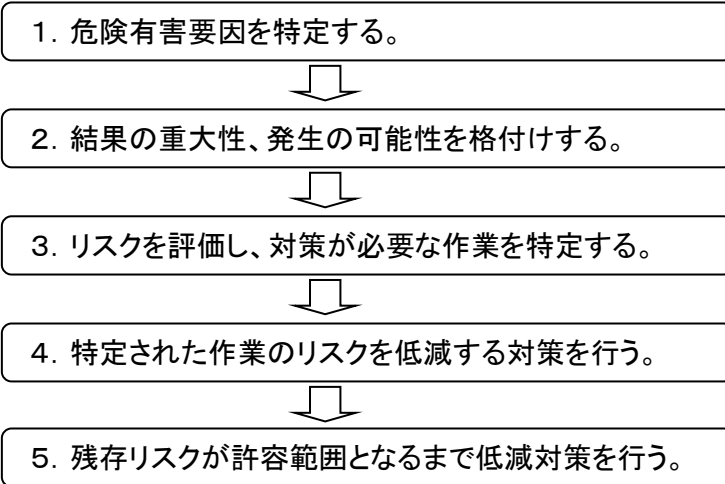
# 作業手順書におけるリスクアセスメント評価

DS\_03\_020\_01\_R01\_0704

## ■リスクアセスメントとは？

職場における労働災害の発生度、危険度の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因ごとにリスクの大小を評価し、評価点の高いものから災害防止対策の優先順位を決め実施していく安全衛生管理手法です。

## □リスクアセスメントの5つのステップ



## □格付け

### 結果の重大性(A)

格付け	結果の重大性の程度
1	怪我や影響とならない
2	軽症または軽度の影響
3	中傷または中度の影響
4	重症または広範囲な影響
5	致命的または重度・広範囲な影響が出る

### 発生の可能性(B)

格付け	発生の可能性の頻度
1	ほとんど無い
2	あまり無い
3	たまに有りえる
4	良くありえる
5	日常的に起こりえる

## □リスクの評価

### 評価 (A×B)

印	評価点	許容の可否	低減対策の有無、程度
◎	1～5	許容できる	特別な対策は必要ない
○	6～10	許容するが望ましくない	日常管理で対応する
●	11～15	許容できない	低減対策を実施し、リスクを許容範囲内となるまで繰り返す
▲	16～19	許容できない・リスク大	低減対策の確実性が確認できるまで着手不可
×	20～25	許容できない・耐えられない	作業方法を変更し、再格付け、再評価する

# 作業手順書

協力業者名 **長山工務店株式会社**

元請担当者

工 種	型枠工事、解体工事						
作業内容	型枠加工、組立、支保工組立および解体、撤去、運搬作業						
担当工期	平成27年5月1日		～		平成27年9月30日		
使用機械	ユニック車、レッカー						
使用工具	丸のこ盤、丸のこ、電動ドリル、ワイヤー他						
保 護 具	ヘルメット、安全帯、安全靴						
必要資格者	種 類	資格者氏名	種 類	資格者氏名			
	型枠支保工等作業主任者	志藤 和宏	玉掛け	中山治夫			
	アーク溶接作業者	片山 正治					
作業区分	作 業 手 順	危険有害要因の特定 (予想される災害)	重大性 A	可能性 B	評価点 A×B	評 価	危険有害要因の除去・低減のために実施すべき事項の特定 (防止対策)
準備	① 資材および機材の確認						
	② 機械工具の点検	電動工具による手足の切断	4	3	12	●	点検による防護措置を確認
	③ 作業床、周辺の点検	つまづきによる転倒	3	3	9	○	作業床、周辺の片付け
墨出し	① 基本墨出し	危険を見逃すと大きな災害につながります。しっかり抽出しましょう。					
	② 小墨出し		2	3	6	○	保護キャップの取付
	③ 開口墨出し						
下拵え、小運搬	① 合板の切断	丸のこによる手指の切断	5	5	25	×	正しい姿勢と使用
	② パネルの組立						
	③ パネルの運搬	クレーン等で荷揚中の落下	5	3	15		確認
	④ 単管、大引、サポート等の運搬	運搬					
基礎組立	① 基礎型枠組立						
	② 地中梁型枠組立	移動中の墜落	5	3	15	▲	設備の点検と不安全行動排除
	③ スラブ型枠組立	スラブの崩壊	5	2	10	○	計画図との照合と点検
柱、壁組立	① 敷棧、ノロ止めの取付	コンクリート釘の飛散	3	2	6	○	保護メガネ
	② 型枠建込み	脚立からの転落	5	3	15	▲	足元、脚立の点検
	③ セパ、ホームタイの取付						
	④ 縦端太の取付	端太の転倒	3	3	9	○	確実に仮固定する
	⑤ 横端太の取付						

作業区分	作業手順	危険有害要因の特定 (予想される災害)	重大性	可能性	評価点	評価	危険有害要因の除去・低減のために実施すべき事項の特定 (防止対策)
			A	B	A×B		
梁組立	① 梁底掛け	サポートの転倒による梁底型枠の落下	4	2	8	○	二人以上で作業する
	② 梁側取付、セパ取付	作業台からの転落	5	3	15	▲	足元、作業台の点検
		梁底型枠からの墜落	5	4	20	×	原則梁底に乗らない。 親綱、安全帯の使用
	③ 梁側端太の取付	端太の落下	3	3	9	○	確実に仮固定する
スラブ型枠	① サポートの点検	サポートの損傷	5	3	15	▲	使用前点検
	② サポート長さの調整						
	③ サポート設置場所の調整	不動沈下、滑動	5	3	15	▲	足元の点検
	④ サポート、大引の取付	型枠支保工の転倒	4	3	12	●	二人以上で作業する 固定を確実にする
	⑤ 根太の取付	単管の落下	4	3	12	●	単管の跳出しを小さくする 根太積木を適時固定する
	⑥ 高さ調整						
	⑦ 根がらみ、水平つなぎ取付	支保工上からの墜落	4	3	12	●	安全帯の使用 専用金物の使用
	⑧ 組立後の点検						
	⑨ 床パネル(合板)の取込	取込時の支保工崩壊	5	3	15	▲	一箇所に集中して置かない
	⑩ 床パネル(合板)の敷き込み	敷き込み中の墜落	5	4	20	×	安全帯の使用 端部から釘止めを確実に
	⑪ インサート、金物類取付	移動中の墜落	5	4	20	×	開口手摺の設置 近道行動をしない
	⑫ 段差型枠						
	⑬ 手摺等型枠	足場、端部からの墜落	5	3	15	▲	近道行動をしない
	⑭ レベル調整、通り調整						
	.						
	.						
	.						







## 緊急連絡網報告書

当事業所において工事を施工するに当たり、労働災害又は事故及び自然災害時の迅速な連絡と対応を期するため、当社および関係協力会社の店社担当者・現場担当者の緊急連絡先をご報告致します。

※1枚で記入出来ない時はコピーして下さい。

会社名	長山工務店株式会社	(1次)
所在地	神奈川県横浜市北区柴山4-5-8	
電話番号	045-891-8912	
夜間電話番号	045-999-0909(安全担当:〇〇に転送)または安全担当〇〇TEL 045-321-3216	
FAX番号	045-999-9990	
店社担当者氏名	堅田 建太	携帯電話番号 (090-3333-4444)
現場担当者氏名	山川 谷平	携帯電話番号 (090-5555-6666)
会社名	(有)ミドリ工務店	(2次)
所在地	川島 浩司	夜間・休日等でも連絡のつく連絡先を記載してください。
電話番号	045-888-8888	
夜間電話番号	045-888-8888(川島緑に転送)	
FAX番号	045-888-8080	
店社担当者氏名	飯島 洋平	携帯電話番号 (090-7777-8888)
現場担当者氏名	田中 安治	携帯電話番号 (090-1111-5555)
会社名		(3次)
所在地		
電話番号		
夜間電話番号		
FAX番号		
店社担当者氏名		携帯電話番号 ( )
現場担当者氏名		携帯電話番号 ( )



# 送り出し教育実施報告書

DS\_05\_001\_01\_R04\_2304

(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所 事業所  
横浜 三郎 所長 殿

令和5年3月20日

事業社名 長山工務店株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 山川 海平

印

下記の通り「送り出し教育」を実施しましたので、報告いたします

教育実施日	令和5年3月15日	教育担当者名	小菅 貞夫
-------	-----------	--------	-------

教育資料	送り出し教育テキスト、②事業所教育資料、③現場案内図、④作業手順書、⑤SDS(製品データシート)
------	--

## 教育内容

□事業所関係					
1	元請担当者名	平沼 史郎	5	危険箇所・立入り禁止箇所の確認	○
2	職長氏名	堅田 建太	6	一斉清掃参加	○
3	作業指揮者氏名	山川 谷平	7	職長パトロール参加(職長)	○
4	現場住所(案内図等)/事業所ルールの説明	○	8	作業間連絡調整会議参加(職長)	○

□施工体制・担当工事内容						
1	一次協力業者名	神奈川工業(株)	職長名	花村 隆夫		
2	二次協力業者名	みなと建設工業(株)	職長名	魚住 成夫		
3	三次協力業者名	—	職長名	—		
4	担当工事内容、工期	○	7	適正配置(職長)	○	
5	作業標準、作業手順とリスクアセスメント	○	8	通勤方法	電車・バス	○
6	資格・免許・特別教育の要否	○	9	緊急時の対応・連絡方法	○	

□安全衛生事項					
1	安全施工サイクルの遵守	○	7	熱中症予防と発症時の処置	○
2	朝礼、安全ミーティング(KY)参加	○	8	持込機械・用具の使用前点検の実施	○
3	既往症告知と自己体調管理	○	9	作業場所、使用する通路等の始業前点検	○
4	保護具の着装と安全帯の使用(半袖・袖まくり禁止)	○	10	脚立・立ち馬の正しい使用方法	○
5	特定化学物質の使用の有無と安全措置	○	11	安全設備の維持・復旧	○
6	有害作業における安全措置	○	12	法令遵守(コンプライアンス)	○

□受講者氏名(本人直筆)  
上記、「送り出し教育」を受講し、十分に内容を理解・確認いたしました。

1	建設 太郎	1	建設 六郎
2	建設 次郎	2	
3	建設 三郎	3	
4	建設 四郎	4	
5	建設 五郎	5	

事業所入場日	平成20年3月20日
--------	------------

※元請確認欄	担当者
--------	-----

# 職長・安全衛生責任者の職務

R02\_20230401  
株式会社 大勝

「職長」は労働者の指導・監督を行う者であり、「安全衛生責任者」は事業主に代わり、作業員全員の安全衛生に関し責任を負う者です。職長・安全衛生責任者は事業主が、予定した作業を行うにあたって安全衛生上指導監督を行える資格・能力を持ったものを指名しなければなりません。また職長・安全衛生責任者は現場常駐が義務づけられています。

以下に、安全衛生責任者の主な職務を列記しますので、事業主の方は、これらの内容に留意し、安全衛生責任者を指名し、その権限と責任を与えて送り出してください。

## 職長・安全衛生責任者の職務

### 1. 安全衛生に関する権限と責任

- ①安全衛生上必要な提言、注意、指摘等を制限なく発言できる。
- ②必要があれば適切な処置を行うことができる権限がある。
- ③事業主事業体に所属または契約した作業員全員の安全衛生上の責任を負う。
- ④災害発生時は作業員の人命救助、二次災害の防止措置および統括安全衛生責任者への速やかな通報の義務を負う。
- ⑤統括安全衛生責任者が必要と判断した緊急の指示に従い災害の緩和措置、再発防止に努めるものとする。
- ⑥安全衛生責任者として必要な以下の資格・教育を有すること。
  - ・職長特別教育<職長・安全衛生責任者・リスクアセスメント>
  - ・能力向上教育<足場点検等>
  - ・担当工種の作業主任者等

### 2. 人員の適正配置

- ①有資格作業には有資格者を配置する。（免許・資格証等本証の常時携帯を確認する）
- ②作業指揮者、クレーン等の合図者の選任・配置し、統一合図の確認を行う。
- ③作業員の個別特性（年少者、妊産婦、女子、高齢者等）に配慮し、配置する。  
→資格の有無は送出し教育時に確認。配置は前日打合せにおいて行い、当日その確認をする。
- ④二次以降の下請け作業員が混在する場合は、各次数において作業主任者の配置を確認する事。  
（一次と二次以降の作業員が混在する場合、一次も二次以降も作業主任者が必要。いわゆる応援でも必要）

### 3. 作業員名簿の確認

- ①作業員全員が作業員名簿に記載された者か確認を行う。記載が無い場合はただちに事業主に作業員名簿を請求し、これが整わないうちは該当者に作業を行わせないこと。
- ②新規入場者教育届と作業員名簿の照合を行い、相違ある場合は、事業主と作業員に確認する。
- ③新規入場者の作業員名簿確認時、入場日、新規入場教育受講日を作業員名簿に記入すること。

### 4. 作業員の適正確認

- ①作業員の経験年数、経験値、特性、能力の把握に努め、十分に把握されるまで必要な作業制限を設けること。
- ②特に経験1年未満のものは資格等の有無にかかわらず、以下の作業においてはを単独で行わせないこと。
  - ・高さ5mを超える高所作業、深さ5m以深の掘削底での作業
  - ・100kg以上の重量物の運搬・揚重
  - ・丸鋸、サンダー等電動切削工具を使用する作業
  - ・ウインチを使用する作業
  - ・エレベーターの運転
  - ・酸欠の恐れのある場所での作業
- ③年少者（満15歳～満17歳）の就業は、親権者の就労同意書が必要。作業開始前に必ず確認すること。また、年少者は法律で保護されています。作業制限・就業制限を年少者本人はもとより、作業指揮者や関係作業員にも周知し、禁止作業が行われないよう環境を整備すること。

## 5. 作業員健康管理

- ①作業員全員の基本健康管理（既往症の有無、医師からの指導事項等の確認）  
→事業主が送出し教育時に確認し、職長に伝達し、新規入場時に本人より申告させること。
- ②作業員の当日の健康状態管理（風邪等の病気、怪我、二日酔い、寝不足、朝食抜き等作業をさせられる状態か確認）  
→朝の安全体操やツールボックスミーティング時に確認する。
- ③作業中における作業員の健康管理  
→作業中を含め、休憩時、昼食時等も作業員の健康状態に目を配ること。

## 6. 作業・作業手順の周知と安全連絡事項の伝達

- ①当日の作業内容、正しい作業手順等を定め必要な情報を作業員全員に周知する。また経験の少ない作業員に対しては、正しい作業が出来るまで指導を行う。
- ②前日の打合せ、朝礼時等における安全指示・連絡事項を作業員全員に伝達する。
- ③重機等作業に先立ち、重機等作業計画書を確認し、その内容を関係作業員に周知する。
- ④その他安全衛生上、必要な情報を周知伝達する。

## 7. リスクアセスメント実施の徹底

職長がリードして現場RKYを実施し、当日の作業内容、作業環境等から予測される危険（リスク）を洗い出し、リスクを下げる安全対策を立案する。必要により作業方法を改善し更なるリスク低減を計画し、関係作業員全員がその方法を確認し、安全ミーティング日報に記載すること。

## 8. 職長の作業員に対する指導および監視義務

- ①職長は、作業員の作業を常に監視し、安全関係法令に違反しないよう指導を行う。
- ②職長は、作業場所が複数となった場合は、職長の他、職長教育修了者の内から作業指揮者を任命し、作業員が監視下から漏れないこと。
- ③また、経験1年未満、年少者、妊産婦、女子、高齢者、入所1週間以内の者は職長の直接監視下に置き作業を行わせること。
- ④D. ルールを新規入場者教育時に作業員に周知し、徹底させること。

## 9. 点検・記録・報告・維持義務

- ①職長は、以下の作業場所、施設、設備、機械、工具、安全設備等の持込み点検、使用前点検を使用する作業員に点検させること。
  - ・持込工具、持込機械、特に指定電動工具（台鋸、丸鋸、サンダー）
  - ・貸与資機材（元請支給品：立馬、脚立、ローリングタワー、送風機等）。
  - ・作業場所、使用する通路、昇降設備および安全設備等
  - ・内外外部足場等、型枠支保工
  - ・墜落防止手摺等安全設備
- ②点検の結果、異常や不具合が発見された場合は、使用を中止し、元請社員と対応を協議すること。
- ③足場点検等で書式の定まっているものは記録すること。
- ④施設、安全設備等を無断で変更しないことを作業員へ周知・徹底させる事。

## 10. 環境の改善と保持

- ①作業場所、通路、衛生設備等利用する施設は常に整理整頓に心掛け、作業終了時にとどまらず随時片付け清掃するよう作業員を指導する。
- ②資機材、工具、発生材等はあらかじめ元請職員と協議し、場所・方法を定め、仮置き・搬出入を行う。

## 11. 安全推進活動

元請が進める安全・衛生推進活動および朝礼、リスクアセスメント、ツールボックスミーティングはもとより、安全パトロール、安全当番、一斉清掃、場内美化、職長会、安全大会等、事業者が自主管理活動に積極的にリーダーシップを発揮し推進する。（事業所長より職長会の「会長」、「副会長」、「書記」、「会計」に指名されたときは、速やかに職長会を組織し活動を開始する。）

## 12. 災害発生時

災害が発生した場合は以下の手順で協力してください。

### (1) 人命救助（被災者の救護）

- ・災害を発見した場合は、直ちに周囲に知らせ、現場所長に連絡してください
- ・二次災害の恐れが無いか、救助者に危険が無いか確認してください。危険がある場合は所長の指示に従ってください。
- ・被災者に意識が無い場合はむやみに体を動かさないでください。
- ・出血等がある場合は止血に勤めてください。
- ・救急要請は現場所長の判断に従ってください。
- ・被災者を病院へ搬送する場合は、職長または職長が妥当と認めたものが同行してください。

### (2) 二次災害の防止

- ・災害が発生した場合は、機械、電動工具等を止めた上で、全ての作業を停止させてください。
- ・足場等の倒壊、クレーン等重機の転倒、土砂崩壊等で二次災害の恐れがある場合は、避難通報、立入禁止に協力してください。
- ・火災が発生した場合は、消火、避難通報等に協力してください。

### (3) 現場保存

- ・再発防止のためには原因の究明が重要です。災害発生時の現場保存のため、立入禁止とし、現場を変更しないでください。
- ・災害に関係した作業員を集め、当社社員の状況把握に協力してください。

### (4) 被災状況の確認

- ・事業主、家族と連絡をとり、被災者の傷病程度の確認に勤めてください。

### (5) 再発防止・作業再開

- ・現場所長が示す再発防止（原因の除去）を実施し、安全が確認されるまで作業は再開できません。

私は、安全衛生責任者送り出し教育を事業主より受講しました。その権限と責任をもって、上記事項を遵守し、自主安全衛生管理活動を全うします。

年 月 日 企 業 名

安全衛生責任者

# 初めて当事業所へ来られたみなさんへ！！

1. 作業時間は午前8時～午後5時までです。片付けを行い午後6時までに退場してください。退場時は事務所に作業の完了（当日の）と退場の報告をしてください。
2. 早出・残業の場合はあらかじめ申し出て許可を受けてください。
3. 午前8時からのラジオ体操、朝礼、服装点検には全員が参加してください。
4. 朝礼終了後ツールボックスミーティングを実施し、安全ミーティング日報を作成・提出してください。（職長）
5. 有資格者作業時は該当する資格・免許証の本証を朝礼時に提示し、作業中は携行ください。
6. 作業に適した服装を着用してください。半袖、腕まくりは禁止です。
7. 作業に必要な保護具を確認・装備してください。保護帽のあご紐は確実に締めてください。
8. 必要により手袋、めがね、呼吸用マスク、耳栓、ゴム長靴等の保護具を使用してください。
9. 高所作業（2m以上）は必ず安全帯を使用してください。
10. 3尺以下の脚立は持込み禁止、使用禁止です。安全な脚立の使用方法を作業前に確認してください。
11. 危険・有害作業（特化物・有機溶剤取扱い、危険物・火気取扱い、電動丸鋸・サンダー・高速カッター・電動回転工具等、機械の操作等）を行う場合は、リスクアセスメントを実施し、必要な安全措置、保護措置を行ってください。
12. 持込機械・工具は必ず使用前に点検してください。
13. 足場、ローリングタワー、高所作業車等当社からの貸与物は使用前に点検し、安全ミーティング日報の点検欄に記入してください。不具合がある場合は使用せず、職員に連絡してください。
14. 安全設備（手摺、筋交、中棧、幅木、ネット、立入禁止措置等）を勝手に取り外さないでください。
15. 資機材の搬入は事前に連絡し職員の指示に従ってください。
16. 指定場所以外は場内、現場周辺ともに禁煙です。
17. 作業手順に無い、イレギュラー作業が発生する場合は、一旦作業を止めて、職長と協議し作業計画の見直しを行い、安全を確認した上で、当社社員に作業方法の変更を申し出てください。
18. **タワークレーン、ロングスパンエレベーター等現場に設置されている機械設備の事故または異常（異音、異臭、動作不良等）を発見した場合は、直ちに使用を停止し、当社社員に連絡してください。**
19. 作業終了時は必ず片付けを行ってください。作業中においても通路等を確保するため適時片付けを行ってください。
20. 当社は環境対策を実施しています。以下に協力してください。
  - (1) 騒音・振動・粉じんの抑制・・・アイトリングストップ、散水、低騒音型機械の使用に配慮してください。
  - (2) 濁水の流出防止・・・泥水、モルタル洗い水の場外流出に注意してください。
  - (3) 産業廃棄物の低減・・・分別収集の徹底に協力してください。
  - (4) 地域環境美化・・・周辺道路等の一斉清掃に参加してください
21. 新規入場者シールをヘルメットに貼ってください。1週間後若葉部分を剥がしてください。
22. **万一、現場で怪我をした場合は、その軽重に関わらず必ず当社現場所長へ申し出てください。申し出ない場合は労災保険の適用が受けられない場合があります。**
23. **途中、現場退場する場合は、必ず職長に申し出てください。職長は途中退場する者を連れて当社社員に退場の理由を示し、了解を受けた上で退場させてください。**
24. その他事業所で定めるルールを確認し順守してください。

株式会社 **大 勝**

(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所

DS\_05\_001\_02\_R04\_1901

事業所名: (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所

作業員名簿記載

有 ・ 無

### 新規入場者教育届

(個人票) 作業員名簿との照合を職長が行う

フリガナ	ヤマダ オサム		生年月日	26年 10月 12日	職種	型枠解体工
氏名	山田 治			(満 55 才)		
住所	横浜市緑区美土里町3-3-9 ハイツ美土里204			血液型	O ・ A ・ B ・ AB 型	
	電話番号	045-678-9012		万一の時の家族連絡先		
家族連絡先	住所	横浜市戸塚区青井町1538		電話	034-567-8910	
	連絡者の氏名	森川 清治		続柄	父	
所属会社名	1次	神奈川建設工業株式会社	2次	(有)ミドリ工務店	3次	

1. この仕事を始めて、何年になりますか。 **一次から自分の所属会社** ... 8年 10ヶ月

2. あなたは誰から給与もらっていますか。(会社名) (有)ミドリ工務店 **必ず書いてください。**

3. あなたの職長は誰ですか。(職長名) 川島 正二

4. あなたは雇用通知書または、雇用契約書をもらっていますか。 ... **もらっている** ・ いいえ

5. あなたは個人事業主(一人親方)ですか。 ... はい ・ **いいえ**

6. 5の問いに「はい」と答えたあなたは、特別加入制度に入っていますか。 ... はい **一人親方は労災保険が適用されない場合があります**

7. 妊産婦・女子、年少者には作業制限があります。ご存知ですか。 **作業制限** ... **はい**

8. 外国籍の方は許可がないと就業できません。ご存知ですか。 **不法就労の防止** ... **はい** ・ いいえ

■あなたの健康状態について

1. 1年以内に健康診断を受けましたか。 ... **はい** ・ いいえ **受診していない場合は取り消し線**

2. 有害業務従事者の方で特殊健康診断を受けましたか。 ... じん肺、特化物、石棉、有機溶剤、振動障害、他( )

3. 血圧の状況はいかがですか。 ... **普通** ・ 高い ・ 低い

4. いままでに仕事中に大きなケガをしたことがありますか。 ... ある **なし** **墜落、転倒、下敷、交通事故**

5. 3で「ある」の人、 **癲癇、神経障害、糖尿病など** ... ケガの種類( )程度( )

6. 持病がありますか。 **脂質、高血圧、肝機能、血糖、腎、肝、膝等** ... **ない** **ある** 病名(糖尿病)病・症、( )病・症

7. **健康診断等では有所見、作業制限等がありますか?** ... **ない** **ある** 所見(脂質)、作業制限(熱中症注意)

8. 6.7で「ない」と答えた人は、持病を患いまたは作業制限を申告せず作業を続け、その症状により発生した事故について、当社は一切の責任を負いません。よろしいですか。 ... **はい** ・ いいえ

9. 今、病気やケガで具合の悪いところがありますか。 ... ある **なし** **「いいえ」の場合は、確認する事。**

10. 9の問いに「ある」と答えた人は、具合の悪い内容をお書きください。  
... 具合の悪いところ( )程度( )

取得している免許、資格を記入して下さい。  
腰痛、二日酔い、風邪、過労など 痛み、目眩、フワフワ、熱、加療中な  
型枠支保工作業主任者、玉掛、クレーン(5t未満)、普通自動車免許 **作業に必要な資格は全て記載**

私は新規入場者教育・現場の概要・注意事項等の説明を受けました。労働安全衛生法および事業所の安全基準・指示事項を忠実に守り、注意されたことに従って、事故のないよう安全作業をすることを誓約致します。

平成29年12月1日 氏名 森川 治

面接者記入欄	(所見) <b>作業開始前に作業の可否を明らかにすること</b>	続責者	担当	職長
	既往症として高血圧症であり、加療中のため、高所作業は禁止12.本人に告知 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 年少者 <input type="checkbox"/> 女子 ※職長は高齢者(65歳以上)と面談を適正な配置を行うこと。 また、裏面の就業禁止一覧表を参照し、必要があれば就業規制を行うこと。 ※年少者(満15歳以上~18歳未満)・女子は就業禁止一覧表を参照のこと。	<b>佐藤</b>	<b>田中</b>	<b>川島</b>

備考

1.この事業所の安全衛生ルールは別紙です。  
2.この届出は労働安全衛生法第29,30条に基づき、元方事業者としての届出では使用いたしません。

**職長は記載内容と作業員名簿を照合し、入場日を作業員名簿に記入する。既往症がある又は健康状態が悪い場合は、本人とヒアリングし、当社担当者との協議し、作業制限又は作業**

資格一覽		チェック	資格一覽		チェック		
	職長教育<特別教育>		技	30	ショベルローダー運転(1t以上)		
	職長能力向上教育<特別教育>			31	車両系建築機械(整地・掘削等)		
	安全衛生責任者			32	車両系建築機械(基礎工事用)		
免	2	ガス溶接作業主任者	講	33	玉掛け(1t以上)		
	4	ボイラー取扱作業主任者(ボイラー技士)		36	車両系建築機械(解体用)		
	20	クレーン運転士(5t以上)		習	37	高所作業車(10m以上)	
	25	移動式クレーン(5t以上)			39	小型移動式クレーン	
技	8.2	コンクリート破砕器作業主任者	特	45	研削砥石の取替え等		
	9	地山掘削作業主任者		46	アーク溶接		
	10	土止め支保工作業主任者		47	低圧電気取扱い業務		
	10.2	ずい道掘削作業主任者		48	フォークリフト運転(1t未満)		
	10.3	ずい道覆工作業主任者		49	ショベルローダー運転(1t未満)		
	12	はい作業主任者		50	小型車両系(整地・掘削等)		
	14	型枠支保工作業主任者		51	小型車両系(基礎工事用)		
	15	足場の組立等作業主任者		53	ローラー等の運転		
	15.2	鉄骨の組立等作業主任者		57	クレーンの運転(5t未満)		
	15.4	木造建築物の組立等作業主任者		59	建設用リフトの運転		
	15.5	コンクリート造工作物解体等作業主任者		61	ゴンドラの操作の業務		
	18	特定化学物質等作業主任者		68	酸素欠乏危険作業にかかる業務		
	20	四アルキル鉛等作業主任者		69	特定粉じん作業にかかる業務		
	21	酸素欠乏危険作業主任者(第1種)		70	ずい道等の作業		
		酸素欠乏危険作業主任者(第2種)		73	コンクリートポンプ車の操作		
	22	有機溶剤作業主任者		74	高所作業車(10m未満)		
	23	石綿作業主任者		76	小型移動式クレーン(1t未満)		
	24	金属アーク溶接作業主任者		77	足場の組立等の作業に係る特別教育		
	28	ガス溶接		78	石綿等の作業に係る特別教育		
	29	フォークリフト運転(1t以上)		79	ハーネス型安全帯特別教育		

年少者、妊産婦・女子の就業禁止一覽表 (根拠条文 女子則 9条 少年則 7・8条)

年少	妊婦	産婦	女子	条文(抜粋)																									
●	●	●	●	1. 次の表の上欄にあげる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に挙げる重量以上の重量物を取り扱う業務。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">重量</th> </tr> <tr> <th>断続作業の場合</th> <th>継続作業の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">満16歳未満</td> <td>男</td> <td>15kg</td> <td>10kg</td> </tr> <tr> <td>女子・妊産婦</td> <td>12kg</td> <td>8kg</td> </tr> <tr> <td>満16歳以上</td> <td>男</td> <td>30kg</td> <td>20kg</td> </tr> <tr> <td>満18歳未満</td> <td>女子・妊産婦</td> <td>25kg</td> <td>15kg</td> </tr> <tr> <td>満18歳以上</td> <td>女子・妊産婦</td> <td>30kg</td> <td>20kg</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	区分	重量		断続作業の場合	継続作業の場合	満16歳未満	男	15kg	10kg	女子・妊産婦	12kg	8kg	満16歳以上	男	30kg	20kg	満18歳未満	女子・妊産婦	25kg	15kg	満18歳以上	女子・妊産婦	30kg	20kg
年齢	区分	重量																											
		断続作業の場合	継続作業の場合																										
満16歳未満	男	15kg	10kg																										
	女子・妊産婦	12kg	8kg																										
満16歳以上	男	30kg	20kg																										
満18歳未満	女子・妊産婦	25kg	15kg																										
満18歳以上	女子・妊産婦	30kg	20kg																										
×	×	△	○	2. つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくはデリックまたは制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務。																									
×	×	△	○	3. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理またはベルトの掛換え業務。																									
×	×	△	○	4. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業を除く。)																									
×	×	△	○	5. 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務。																									
×	×	△	○	6. 直径が25センチメートル以上の丸のご盤(横切用丸のご盤及び自動送り装置を有する丸のご盤を除く。 )又はこの車の直径が75センチメートル以上の帯のご盤(自動送り装置を有する帯のご盤を除く。 )に木材を送給する業務。																									
×	○	○	○	7. 火薬類の取扱い(爆発のおそれのあるもの)。																									
×	○	○	○	8. 危険物の取扱い(爆発、発火、引火のおそれのあるもので安衛法施工令別表1に定める物)。																									
×	×	○	○	9. 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務。																									
×	×	○	○	10. 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務。																									
×	×	△	○	11. 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)																									
×	×	△	○	12. 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務。																									
×	×	△	○	13. 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務。																									
×	×	△	○	14. 異常気圧下における業務。																									
×	×	×	○	15. さく岩機、鉋打ち機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務。																									
×	×	×	×	16. 杭内(ずい道等)での業務。																									

(注) ○:就業させてよいもの ●:就業制限があるもの △:申し出があった場合は就業禁止 ×:就業が禁止されているもの

# スポット業者及び一人作業の注意事項

安全衛生関係法令は一人で作業することを全面的に禁止しているわけではないが、ある種の作業に関して一人作業することを禁じた規則がいくつかあります。訓練中の若い労働者や通電中の電気機器に対する作業など、作業の種類によっては監督が義務付けられる場合があります。

事業者は、一人で作業することに起因する危険の特定を目的とした**リスクアセスメントの実施**を法的に義務付けられています。

**リスクアセスメント**では、一人で作業する労働者にとって職場自体に特別なリスクがあるかどうか、作業に必要な装置や物質は一人で安全に取り扱うことができるかどうかを**見極める必要**があります。

すべてのリスクを確実に除去または適切に管理できるよう、**安全な作業のための取り決め**を定める必要がある。ただしリスクアセスメントの結果、当該作業を一人で安全に遂行することは不可能であることが判明した場合には、事業者は、補助要員や適切なバックアップ要員など、別の取り決めを定める必要があります。

また、十分な監督を実施できない場合には、**適切な訓練**を行うことで、一人作業する労働者が問題発生時にパニックに陥らないようにすることができ、場合によっては、事業者は一人作業する労働者の安全と健康を監視するためのシステムを整備するひつようがある。たとえば、一人で作業する労働者を監督者が**定期的に見回る、電話や無線を使って監督者が定時連絡**を行う、といったシステムが考えられ、実施することが重要です。

## 1. 新規入場時教育

- ① 経験、資格、能力にて一人作業及び作業内容に適正か判断し、本人に周知
  - ・未熟練・不慣れ・経験不足・教育不足・年少者・高齢者等検討する。
  - ・工種により必要資格、経験年数の確認
- ② 事業所のルール・注意事項の説明、指導 及び  
「安全第一に行ってほしい」「安全だけは確保してほしい」周知徹底
- ③ 朝礼不参加者は別に安全衛生指示事項の教育の実施  
危険個所の周知、本日の注意事項等

## 2. 安全ミーティング

- ・作業手順・作業箇所・取合作業の確認
- ・リスクアセスメントの実施（一人作業のリスクの削減）

## 3. 現場巡視

- ・事業所は巡視担当者を取決め、担当者は随時巡視し、確認する。
- ・作業開始時の立会確認、巡視時作業手順通りの作業か確認する。
- ・危険軽視、安易、慣れの作業をしていないか確認・注意喚起



事業所名: (仮称)〇〇〇〇マンション新築工事業所

作業員名簿記載

有 ・ 無

新規入場者教育届 + 安全ミーティング日報 《スポット業者用》

フリガナ	カンダ マサヤ	生年月日	S・H 45年 9月 24日	職種	後施工アンカー工
氏名	神田 雅也		(満 44 才)		
住所	神奈川県大和市西神田1-4-36		血液型	O ・ A ・ B ・ AB 型	
	電話番号	0467-963-5274			
家族連絡先	住所	同上	電話	090-3216-5478	
	連絡者の氏名	神田 彩夏		続柄	妻
所属会社名	1次	横浜工業所(株)	2次	神田コア工業(株)	3次

- この仕事を始めて、何年になりますか。 ... 10 年 ヶ月
- あなたは誰から給与もらっていますか。(会社名) ... 神田コア工業(株)
- あなたは雇用通知書または、雇用契約書をもらっていますか。 ... もらっている ・ いいえ
- あなたは個人事業主(一人親方)ですか。 ... はい ・ いいえ
- 4.の問いに「はい」と答えたあなたは、特別加入制度に入っていますか。 ... はい ・ いいえ
- ※一人親方など個人事業主は、労災保険が適用されません。ご存知ですか? ... はい ・ いいえ
- 妊産婦・女子、年少者には作業制限があります。ご存知ですか。 ... はい ・ いいえ
- 外国籍の方は許可がないと就業できません。ご存知ですか。 ... はい ・ いいえ

■あなたの健康状態について

- 1年以内に健康診断を受けましたか。 ... はい ・ いいえ
- 有害業務従事者の方で特殊健康診断を受けましたか。 ... じん肺、特化物、石綿、有機溶剤、振動障害、他( )
- 血圧の状況はいかがですか。 ... 普通 ・ 高い ・ 低い
- いままでに仕事に大きなケガをしたことがありますか。 ... ある ・ ない
- 4.で「ある」の人、 ... ケガの種類( )程度( )
- 持病がありますか。 ... ない・ある 病名(糖尿病 )病・症、( )病・症
- 健康診断等で有所見、作業制限等がありますか? ... ない・ある 所見(脂質 )、作業制限(中症注意 )
- 今、病気やケガで具合の悪いところがありますか。 ... ある ・ ない
- 8.の問いに「ある」と答えた人は、具合の悪い内容をお書きください。  
... 具合の悪いところ( )程度( )

本日の作業に必要な資格等に○を付けてください。

免 許 技 能 講 習	2	ガス溶接作業主任者	技 能 講 習	21	酸素欠乏危険作業主任者(1種)	特 別 教 育	48	フォークリフト運転(1t未満)
	4	ボイラー取扱作業主任者(技士)		22	有機溶剤作業主任者		49	ショベルローダー運転(1t未満)
	20	クレーン運転士(5t以上)		23	石綿作業主任者		50	小型車両系(整地・掘削等)
	25	移動式クレーン(5t以上)		24	金属アーク溶接作業主任者		51	小型車両系(基礎工事用)
	8.2	コンクリート破砕器作業主任者		28	ガス溶接		53	ローラー等の運転
	9	地山掘削作業主任者		29	フォークリフト運転(1t以上)		57	クレーンの運転(5t未満)
	6	土止め支保工作業主任者		30	ショベルローダー運転(1t以上)		59	建設用リフトの運転
	10	ざい道掘削作業主任者		31	車両系建築機械(整地・掘削等)		61	ゴンドラの操作の業務
	10	ざい道覆工作業主任者		32	車両系建築機械(基礎工事用)		68	酸素欠乏危険作業にかかる業務
	12	はい作業主任者		33	玉掛け(1t以上)		69	特定粉じん作業にかかる業務
	14	型枠支保工作業主任者		36	車両系建築機械(解体用)		70	ざい道等の作業
	15	足場の組立等作業主任者		37	高所作業車(10m以上)		73	コンクリートポンプ車の操作
	15	鉄骨の組立等作業主任者		39	小型移動式クレーン		74	高所作業車(10m未満)
	15	木造建築物の組立等作業主任者		45	研削砥石の取替え等		76	小型移動式クレーン(1t未満)
	16	コンクリート造工作物解体等作業主任者		46	アーク溶接		77	足場組立等作業に係る特別教育
	18	特定化学物質等作業主任者		47	低圧電気取扱い業務		78	石綿等作業に係る特別教育
	20	四アルキル鉛等作業主任者					79	ハーネス型安全帯特別教育

取得している免許、資格を記入して下さい。

酸欠作業主任者、ガス溶接、玉掛け(1t以上)、研削砥石、低圧電気



■ 本日の安全作業確認

1. 作業標準・作業手順書はありますか？ …  はい ・ いいえ

2. 作業標準・作業手順書で留意しなければならない事項を理解していますか？ …  はい ・ いいえ

3. 作業標準・作業手順書で禁止された事項はなんですか？

① 正しい姿勢での削孔作業（片手等不安定な姿勢）

② ゴム付き軍手の使用禁止（巻き込み防止）

③ 上向き削孔作業（天井削孔時は治具を使用すること）

4. 本日の予定作業で作業標準や作業手順書の通り出来ない作業はありませんか？ …  はい ・ いいえ

5. 4で該当する作業がある場合

・作業名、箇所、場所等

・安全対策

6. 本日のRKYを実施してください。

本日の作業	どんな危険があるか	優先順位	リスク低減対策
① レンジフード用天井アンカー	ドリルが鉄筋に当りひねる		片手操作禁止、必ず両手でドリルを持つ
②	切削クズが目に入る		保護メガネ着用徹底
③ 屋上鳩小屋CB7アンカー	中腰姿勢でひねる		小径予備孔先行削孔する

7. 作業に必要な保護具はありますか？点検はしましたか？

保護帽	<input type="radio"/>	保護メガネ	<input type="radio"/>	耳栓またはイヤーマフ	<input type="radio"/>
安全帯	<input type="radio"/>	防塵マスク		呼吸用マスク	<input type="radio"/>
安全靴	<input type="radio"/>	防振手袋	<input type="radio"/>		

8. 電動工具、発電機、コンプレッサー、溶接機、ガス、移動式クレーン、ポンプ車等の点検を行いましたか？

工具・機械等の名称	点検結果	不具合の場合の措置
① ハンマードリル（振動ドリル）	良好	
② コアドリル	良好	
③ 補助治具	良好	

9. 外部足場、立馬を使用する場合は、点検を行いましたか？

	○・×	不具合時の措置
外部足場		
立馬	<input type="radio"/>	
その他足場		

10. 当事業所のルールの説明を受け、理解しましたか？ …  はい ・ いいえ

11. 本日の危険箇所、立入禁止区域等の説明を受け、理解しましたか？ …  はい ・ いいえ

私は新規入場者教育を受けました。労働安全衛生法および事業所の安全基準・指示事項を忠実に守り、注意されたことに従って、事故のないよう安全作業をすることを誓約致します。また貴社がすすめる環境・品質ISOを理解し、積極的に協力致します。

平成27年4月10日

氏名

神田 雅也

面接者記入欄

（所見）

※高齢者（60歳以上）、年少者（18歳未満～満15歳以上）には適正配置、就労制限有り。

統責者

担当

備考

1.この事業所の安全衛生ルール、品質目標、環境目標は別紙の通りです。  
2.この届出は労働安全衛生法第29,30条に定められた、元方事業者としての義務を遂行するための資料です。これ以外の目的では使用いたしません。

# 安全ミーティングの実施要領

(ツール ボックス・ミーティング)

司 会	職 長(安全衛生責任者)
時 間	毎日作業開始前
開催単位	職 種 別
参加者	作業員全員 (時々職員が参加してみること)
手 順	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 全員の出席を取る。</li><li>2. 出席を取りながら全員の体調を聞く。 ※体調が良くないと判断した場合は、高所作業や機械の運転・操作を行わせない。または体調が良好となるまで休憩させるなど、必要な処置を行う。</li><li>3. 服装点検をする。 ※作業に適した服装かどうか確認する。作業に必要な保護具が装備され点検されているか確認する。不備がある場合は是正されるまで作業を開始させないこと。</li><li>4. その日の仕事割ふりをし、責任者、指揮者を指名する。 ※一人作業とならないよう人員を配置させること。責任者、指揮者の役割を明確にすること。</li><li>5. その日の作業について説明(前日の作業打合せの結果)</li><li>6. 全作業員でRKYを実施し、職長が取りまとめ発表する。(作業間連絡調整会議の伝達含む)<ul style="list-style-type: none"><li>・天候による注意</li><li>・通行禁止、立入禁止区域について明示</li><li>・その日出入する重機・車両等の通路を説明する</li></ul></li><li>7. 一般的安全事項を確認。</li><li>8. 質問を受ける。</li><li>9. 軽い体操をする。</li><li>10. 安全コール。</li><li>11. 解 散。</li></ol>
(注)－1.	安全ミーティング時に 作業間連絡調整会議の留意事項、周知事項を必ず伝達すると同時に、各協力会社の社内の伝達事項を通知してもかまいません。
(注)－2.	安全ミーティングの実施後、職長はすみやかに事業所長まで毎日報告して下さい。
(注)－3.	安全ミーティング日報は記入例を参考にして下さい。
(注)－4.	安全ミーティング日報は全員のサインを記入後、指定の掲示場所に掲示してください。

# 新安全ミーティング日報記入要領

## 安全ミーティング日報

DS\_0\_004\_01\_R05\_2304

事業所名	（仮称）〇〇マンション新築工事事業	実施日	平成23年2月1日	現場担当者印		
協力会社名	〇〇工務店	実施者（職長名）	安全 太郎			
本日の作業内容	どんな危険があるか （作業に潜む労働災害）	危険性の評価				
		重大性 × 可能性	点数	順位		
1. A棟東面 外壁タイル下地モルタル塗り	外部足場から墜落する	5 × 3	15	1		
2.	工具、資材が落下する	4 × 3	12	3		
3. A棟東面 5F住戸内壁クロス下地塗り	脚立が転倒する	5 × 3	15	1		
4. A棟東面 8Fサッシュモルタル詰め	モルタルが飛び目を負傷する	3 × 2	6	4		
5.	予想される危険を書き出しましょう。	重大性と可能性を掛けた結果、大きな数字から順番をつけましょう。				
6. 終業10分前は必ず作業場所の清掃片付けをする。		重大性・可能性に点数記入 5>4>3>2>1				
私たちはこうする（対策・改善方法） （危険性の評価で危険性上位3項目について低減する）		再評価	本日の有資格者 （玉掛・足場・型枠・クレーン・地山・山留・ 車両系建設機械・酸欠・溶接・鉄骨・他）			
① 外部足場使用前に安全設備の点検を行う。作業時は安全帯を使用する。	8	玉掛け	(正) 安全 太郎			
② 脚立足元の確認をし、脚立の適正な使用をする。	8		(副)			
③ 工具には落下防止リーシュコードを取り付け、層間養生ネットを確認する。	6		(正)			
作業員全員の自筆サイン（新規入場者は番号に『○』、作業指揮者に『◎』をつける）		作業員人数	8	名		
①	安全 太郎	8.	建設 八朗	15.		
2.	平成 二郎		本日の新規入場者には"○"をつけましょう。			
3.	横浜 一番	10.	職長は、作業場所毎に作業指揮者を選任し。作業指揮者には"◎"をつける			
4.	平沼 三郎	11.		18.		
5.	神奈川 史郎	12.	本日の作業内容、RKYを十分に理解したことを確認するサインです。必ず全員自筆でサインしてください。			
6.	関東 吾朗		高さ2m以上の足場を使用する場合は"有"に"○"を付け、足場の点検をしましょう！			
7.	労働 六朗	1.				
足場使用の有無	有	点検指名者氏名	安全 太郎			
点検場所	A棟東面、北面外部足場					
点検項目	部位	○・×	指摘事項・是正処置	部位	○・×	指摘事項・是正処置
	作業床	○		ストッパー	×	1か所外れていた（申し出、復旧）
	筋交	×	一か所外れていた（復旧）	幅木	○	異常があった場合は、不具合の状況と是正処置を記入してください。 ※正常な状況に復帰してから作業開始。
	手摺	○	点検の結果異常がなければ"○"	垂直ネット	○	
	中さん	○		層間ネット	×	一部閉じていた（復旧）
本日の作業は、事故無く終了いたしましたので、報告して退場します。			職長:	安全 太郎		

事故が発生する可能性（頻度）と重大性を評価しましょう。

安全対策、改善策を考えましょう！  
対策の結果を再評価しましょう！  
例：重大性4×可能性2=8

この欄は、現場を出る時に、事故無く、全作業員が退出したことを確認した証です。退場時職長さんがサインし、係員に提出してください。（朝、書いてはいけません！！）

# 協力会社自主パトロール点検表

DS\_05\_008\_01\_R08\_2304

工事名称	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所	点検日時	平成27年4月2日		
協力会社名	長山工務店株式会社	点検者	山川 谷平		
労働者名簿	名簿記載漏れ	○	職長指揮等	新規入場者教育	○
	入場記録	○		D.ルール順守状況	△
	健康診断	△		KYミーティング「手元足元注意」追放	○
作業員の健康	体調の管理	○		毎日の打合せ出席状況	○
有資格者	免許・資格の確認	○		適正配置状況	○
	有資格者の配置	○		一人作業の有無	○
	主任技術者の選任	○		有害作業保護措置	○
	指揮者・合図者の選任	○		職長の巡視	○
<input type="checkbox"/> パトロール指摘事項					
1	〇〇の健康診断期限が切れていたため更新。				
2	B階段3階の電球が切れていました交換願います。				
3	5階型枠解体立入禁止看板が落ちていたので復旧。				
4					
5					
6					
<input type="checkbox"/> 職長・作業員への指導・指示事項					
1	サポートの釘止め一部不足。指導しました。				
2					
3					
4					
5					
<input type="checkbox"/> 大勝への要望事項					
1	B階段3階の電球が切れていました交換願います。				
2	一斉清掃用の放棄が不足しているようです。5本ほど増やしてください。				
3					

その他連絡事項

4日に当社安全会議を午後7時から予定しています。  
定時で作業を終了させていただきます。

統責者	担当者

# 職長パトロール点検表

工事名称	(仮称)〇〇〇〇マンション新築工事事業所	点検日	平成27年4月2日
安全当番	職長: <b>堅田 建太</b>	社員:	<b>平沼 史郎</b>

DS\_05\_009\_01\_R02\_2304

	チェック		不具合・指導内容	是正確認
	よし!	だめ×		
KYミーティング日報は掲示されているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
ヘルメット、安全靴が確実に装備されているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
必要な保護めがね、マスク等保護具が装備されているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
作業主任者が選任されているか?	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	二次下請け主任者選任・掲示	
作業床(40cm以上)、手摺・中棧・幅木はあるか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
高さ2m以上の墜落の恐れのある場所で安全帯を使用しているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
筋交、手摺、層間養生ネット等が外されていないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
床開口養生が外されていないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
躯体施工階のスラブ端部墜落防止手摺はあるか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
EVシャフトは手摺が有るか?または立入禁止措置がとられているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
脚立の天板に乗って作業していないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
丸のこのカバーが固定されていないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
高速カッター、サンダーのカバーが装備されているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サンダーにチップソーを付けていないか?(違法使用禁止)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
通路は幅60cm以上とれているか?	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	仮置き搬入材あり。片付け	
通路に段差や突起物はないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
作業場所、通路は暗くないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
解体場所等立入禁止措置がされているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
火気使用場所に消火設備が準備されているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
ピット内作業での換気(送風)はされているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
有害作業時の保護措置が実施されているか	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	立入禁止措置無し。掲示	
法面、山留に異常はないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
粉塵・濁水・排水が場外に流出していないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
ごみの分別がされているか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
異臭がないか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
詰所、トイレ、手洗い場はきれいか?	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

”だめ×”が有ったら、不具合内容や指導・是正を必ず記載しましょう

その他要望事項

朝礼広場に配達された金物類が置かれていました。常に物が無いよう納入(受領)業者に指導ください。

事業所長所見	受領
	所長